

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録(第7号)

招集年月日 平成27年3月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時01分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

## 5. 議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 議案第 14号 | 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部変更について<br>( 質疑～表決 )                         |
| 日程第 2  | 議案第 15号 | 与謝野町立保育所条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                               |
| 日程第 3  | 議案第 16号 | 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者<br>負担額等を定める条例の制定について<br>( 質疑～表決 ) |
| 日程第 4  | 議案第 17号 | 与謝野町学童保育所条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                              |
| 日程第 5  | 議案第 18号 | 与謝野町行政手続条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                               |
| 日程第 6  | 議案第 19号 | 与謝野町企業誘致条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                               |
| 日程第 7  | 議案第 20号 | 与謝野町介護保険条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                               |
| 日程第 8  | 議案第 21号 | 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                       |
| 日程第 9  | 議案第 22号 | 与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設の条例の一部改正について<br>( 質疑～表決 )                     |
| 日程第 10 | 議案第 23号 | 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会<br>共同設置規約の変更について<br>( 質疑～表決 )    |
| 日程第 11 | 議案第 24号 | 平成 26 年度与謝野町一般会計補正予算 ( 第 6 号 )<br>( 質疑 )                       |

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第14号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正についてから、日程第3 議案第16号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についての、以上3件を一括議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

和田議員。

2 番(和田裕之) おはようございます。

それでは、議案の第16号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について、まず、質問をさせていただきます。

まずは、この制度、1号認定、もしくは2号、3号認定ですね。これにおきます保育料、これについて、この保育料、これは国が定める水準を限度として、自治体で定めるというふうにされておりますが、当町のこの保育料は、現行の保育料より負担額が下がるように設定していただいたという、こういう理解、認識でよろしいでしょうか。

議長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) おはようございます。

ただいまの和田議員のご質問にお答えいたします。

今回、保育料の改定を提案させていただいておりますが、基本的には、現在の保育料の以下といたしますか、保育料と時間外保育料も含めまして検討させていただいておりますので、利用者負担額としては現行の水準以下になるようにということで設定をさせていただいております。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) 課長がご答弁いただいたとおり、時間外も含めてということで、私もそういうふうな理解をさせていただいております。

次に、町長にお伺いしたいと思います。

今回、この保育料が条例の中で提案されておりますが、町長はこの内容について、どのような思いで検討なされてきたのか、その点、利用料も含めて、思いをお聞かせいただければというふうに思います。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 皆さん、おはようございます。

ただいま、和田議員からご質問をいただきました。

この保育料の引き下げにつきましては、私が、選挙の期間、そして選挙前にも、保育料の引き

下げをしていきたいということを訴えてきたと思っております。

その思いといたしましては、これから少子高齢化の時代に本格的に突入していくわけでございますけれども、そうした子供に対しての支援というのは、これまでの当町においては、まだ十分ではなかったという認識でございます。そうした中で、経済的に、そしてサービス内容的にも、子供、そして子育て世代を応援していくには、この保育料の引き下げが一つ大きな柱として立てることができるだろうという認識のもとで取り組んできた次第でございます。この引き下げ率につきましても、るる検討いたしました結果、今回、このような提案をさせていただいているというところでございます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長がおっしゃったとおり、昨年の選挙、この中でも、町長は保育料の引き下げという部分について訴えをされていたというふうに理解をしております。

先ほど、お話をお聞きしましたが、今までの保育料では十分ではなかったというか、高いという認識をされておったということだと思います。

今回、この改正に当たって、利用者負担であったり、保育料という部分において、町長は、この金額的な面も含めてベストな設定であると、こういうふうな理解をされてますでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 今回、このような引き下げ率でもって条例の制定についてご提案をさせていただいているわけですが、これは財政とにらみ合わせながら、現在におけるベストがこの提案になっているという認識でございます。これから、さらに子供、子育てについては、政策的にも整備を整えていきたいというふうに思っておりますけれども、現時点では、この提案でベストであるというふうに私自身も認識しております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 現在においてはベストだということで、努力はさせていただいておると、今後検討の余地があるというふうに理解をさせていただきます。

子供の貧困率というの、2012年では16.3%という厚労省の発表もありますとおり、やはり6人に1人が貧困というふうに言われており、この貧困率というのは相対的な指標でありますので、やはりこの辺のところも含めて、やっぱり当町も厳しい経済状況であるというふうに考えております。この貧困率というのが上がるのは、母子家庭というか、母子世帯の経済状況がよくないという、こういうふうな指摘もされておりますけれども、しかし実際には、この母子世帯というのは、実際の数としましては全体のうちの60万世帯ということであり、残りの140万世帯、これは母子家庭以外だというふうに言われております。この貧困というのは、全体で200万世帯だというふうに言われておりますけれども、そういった面から言いますと、やはり子育て世帯全体にこの貧困というのが広がっているというか、進んでいるという現状であります。

そういった中で、やはり今後、子育て支援として早急に、町長もおっしゃいましたけれども、財政も含めて検討していただいて、この保育料というものは、今後もう少し、やはり下げっていく必要があるというふうに思いますけれども、再度、ご答弁いただけたらなと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 当町は、これから認定こども園の設置について本格的に取り組みを進めてまいり  
わけでございますけれども、認定こども園の設置に伴い、恐らく、今回の保育料につきましても  
改善の余地が生まれてくるのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、こうした保育料の引き下げだけではなくて、子供をめぐる環境とい  
いますのは日々刻々と変化をしているという状況の中で、多面的な政策の提案、あるいは取り組  
みが求められていくのであらうと思っております。そうした現状認識の中で、できる限りのサポ  
ートといえますか、政策的な提案はさせていただきたいなという思いでございます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） できる限りのサポートというか、施策をとっていただきたいというふうにお願  
いしたいと思います。

次に、認定こども園というか、以前、25年の9月議会だったと思うんですが、そのときにも  
質問させていただいたんですが、給食費ですね。これは、当時、いろんなわからない面も多かっ  
た中で、これ、別途徴収になるんじゃないかというふうなことで質問をさせていただいた経過が  
ありますが、この給食費については、どのような扱いというか、取り扱いになるのか、その点  
をお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

まず、認定こども園のいわゆる保育標準時間、それから保育短時間の部分につきましては、現  
行どおりの保育料の中で見ておるということになっております。ただ、3歳児以上の部分につ  
きましての主食費については、現在はいわゆるご飯を持参していただいているという形で、徴収  
してありませんが別途という形になっております。認定こども園になったときに同様の取り扱い  
にするかどうかにつきましては、現在検討中でございますので、もう少し時間をいただきたいと  
いうふうに思います。

それから、1号認定のいわゆる幼稚園の部分については、今回、保育料の改定の中で、給食費  
を保育料の中に含むという形をさせていただきましたので、そういったご理解をいただきたいと  
思います。

議 長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） 先ほど、福祉課長のほうからもございましたが、私のほうから、幼稚園保  
育料の関係で少しご説明をさせていただきます。

今回の改正によりまして、幼稚園保育料につきましても応能負担という形で大きく変わりました。  
その中で、町長のお話にもありましたが、上限額、今の現在の7,000円の幼稚園保育料  
と、それから3,500円の給食見合い負担分を合わせました額を、7,000円と  
3,500円、1万500円をこの階層の一番高い階層から順に下げていくということで、この  
部分で大きく変更し、また、現在の保育料からは上がらないという形をとっております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 1号については、2号等のバランスも考えて保育料に含めるということで、2号、  
3号におきましては、また今後、十分検討いただいて、できるだけ保護者の方の負担が減るよう  
に考えていただきたいなというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、何点か、ご質問をさせていただきたいと思います。

まず、この条例につきましてなんですけれども、議案第15号の条例の中の第9条に、保育標準時間、保育短時間というのが記載をされております。9条第2項には、土曜日の保育時間は午前8時から午後0時までというふうにするというふうになっているんですけれども、別の議案資料の新旧比較表のほうには、休憩時間というのが記載がされていないんですけれども、これ、どちらが正しいのかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

新旧対照表は正誤表を出させていただいておりますが、ここに、土曜日の保育時間について、午前8時から午後0時までとするというふうにさせていただいておりますので、条例のそのままということでご理解いただきたいと思います。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 正誤表を私のほうが見落としていたようで、申しわけございません。

それでは二つ目なんですけれども、今、和田議員のほうからも保育料の件がございました。この保育料の引き下げというよりも、延長時間を無料化というふうに私は理解をしたんですけれども、そちらのほうの考え方のほうがふさわしいのではないかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

今、小牧議員のほうからありましたように、これまで、時間外保育という設定をさせていただいておりましたが、これは、従来、開所時間が11時間という設定がございまして、8時間を超える部分については時間外保育料を別途いただくということで、合併以来そういう制度にさせていただいておりました。今回、法の改正によりまして、保育標準時間が11時間という設定になりましたので、11時間を超える分が時間外保育に当たるという判断をさせていただきましたので、今回、その11時間以内の部分については、延長保育料を除きまして廃止というふうにさせていただきました。

利用料の設定につきましてはご指摘のとおりで、時間外保育部分を勘案しまして料金設定をさせてもらうことが全体の引き下げにつながるという考えでありますので、そういった設定になったということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） この保育料に該当する、いわゆる幼稚園児と、それから保育園児なんですけれども、人数的には、幼稚園児が72名ほどで、保育園児が499名、両方で571名で、おおよそ600名ぐらいかなというふうに数字的には見てるんですけれども、その辺は間違っていないでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） そのとおりだと思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 予算のところにも関連をしてくるんですけれども、保育料だということでご勘弁をいただきたいと思いますが、保育料のほうが一億一、八八八万四、〇〇〇円ということで、五一〇万円ほどの減額ということになってきておるんですけれども、これ、保育料を引き上げるのに、今、課長のほうから答弁がございましたけれども、3の1の階層を中心にして、いわゆる延長部分を無料化したということですので、実質的には保育料が下がったというような実感が、保護者の方には余りないのかなというふうに思っているんですけれども、そういう意味で、何か、引き下げるための施策を講じられたのかどうかというところをお聞きしておきたいと思っております。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

今、平成27年度の当初予算で、保育料の収入の見込みを一億一、八八八万四、〇〇〇円ということで計上させていただいております。前年対比では500万円程度の減ということですが、これにはちょっと一つ理由がございまして、保育料の減免というものがございまして、従来は、第2子につきましては2分の1減免、それから、同時期に3人の子供さんが保育所、もしくは幼稚園に通園されておる場合については、3子以降については無料ということになっております。そこに、今回、京都府が拡大をいたしまして、18歳未満の子供さんが3人おいでで、3人目以降については無料化にしましょうという制度を今回つくるといってございまして、予算を編成しておる際に、まだ不確定な要素が多かったものですから、この減免の部分については、全て今回の予算には反映させておりません。6月の時期に、その減免分を、町としてどういう方針で取り組むのかを確定した結果として整理をさせてもらおうというふうに考えております。そのかげんで、1,000万円ほど、第2子分の減免分を見込んでおりませんので、その分を引きますと、1,500万円、前年度より減額ということになります。さらに、時間外保育料が約500万円でございますので、両方を合わせますと、全体で2,000万円ぐらいの減額になるというふうに見込んでおりますが、その対比で言うと、約16%の減ということになります。

そこで、先ほどのご質問ですが、保育料を下げるための手だてがどういうふうに打たれたかというご質問だったと思いますが、今回につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、現在の財政状況を勘案する中で、必要最低限の減額にとどめるしかなかったというふうに私は判断をしております。今後、認定こども園を整備しますことによる、いろいろな経費の削減等を見込んだ上で、最終的にどの程度の減額ができるかを、これは見ていく必要があるのではないかとというふうに判断をいたしまして、町長にはそのように進言をさせていただきました。もう、三、四年かかりますが、その時期に第2弾という形があるのではないかなというふうに私も考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 保育料を引き下げるといことは、保護者の方々からすれば、本当に希望されていることだろうというふうに思いますし、また隣接の市町では、引き下げることが全面的に打ち出されているというようなこともございます。そういった中で、育てるなら与謝野町でというようなうたい文句がある中で、保育料がほかの市町と比べて高いのかということになります

と、これ、ちょっと、いかがなものかなというような思いもございませう。

そういう中で、私なりに考えておったんですけども、いわゆる施設白書がしっかりと、いわゆる施設マネジメントが出てこない、なかなかそれに取り組んでいただくというのは難しいのかなと。一部、加悦、与謝、桑飼、市場、山田、石川、岩滝と、それぞれの保育所、それに係る施設経費、岩屋とか、三河内幼稚園、岩滝幼稚園と、企画財政課のほうから示された数字が、約2億6,500万円ぐらいが施設管理の部分であったかなというふうに思っておりますので、それに、さらに保育士、臨時の保育委託料ということになりますと、全部で8億1,700万円ぐらいかかってくるかなと。そういう中から、1億二、三千万円、今、課長が言われるように、認定こども園ということで3施設になれば、恐らく1億円以上の経費の削減ということが可能になるのかなというふうに私も思っております。

3年というような先を申されずに、もう少し早い段階でしていただくということは可能でしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

現在、公共施設のマネジメントを企画財政課のほうが中心になりまして整理しておる状況でございますが、その整理が済むのが平成28年度ということでございますので、それを前倒しして、圧縮していくというのは、ちょっと現在は難しいというふうには聞いております。その間に、現在、保育所8園、それから幼稚園2園あるわけですが、子育て応援課に移行していきますので、これまでは教育委員会と福祉課のほうで、事務局を分けて管理をしておりますが、それが一体的に管理ができるようになるということになりますので、その段階において、こういった合理的な運営ができるようになるのかということが見渡せるようになってくるのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、一気に前倒しをして、経費を削減し、また保育料を下げっていくというのは、現段階ではやや困難かなというふうに思っておりますので、認定こども園を一日も早く整備を進めまして、合理化を図る中で、保育料の低減に努めていければというふうに考えております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 一日も早い取り組みをしていただきたいなというふうに思っておりますので。

先ほど、園児、幼稚園児とか、保育園児の人数を確認させていただいたんですけど、今、施設で収容ができるマックス人数というのは、どれだけの状況になってますでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） まず保育所のほうですが、現在8園で、定員は885人というふうにしております。幼稚園は、二施設で210人、105人、105人の定員ということになっております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 収納できる人数が1,000人を超過しているということでございますので、多く見積もって、今、先ほど、私は600人というふうに申し上げましたけれども、人数のことだけでは図ることはできませんけれども、早期な統廃合が必要かなというふうにやっぱり思っております。



ますということでございます。

それと、もう一点、お伺いしておきたいと思いますが、今回、保育料の中に給食費が入りまして保育料というふうにされるということでありまして、保育料に関しましては、これは公債権だと思うんですけれども、給食費は私債権だと思うんですね。公債権と私債権を両方ミックスさせる徴収方法がなされるということなんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） まず、保育所保育料側なんですけども、もともと保育料の中に給食費が見込んであるという形で公債権としての扱いがありますので、保育料については今までどおり変わらないというふうに判断しております。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 済みません。私のほうからお答えさせていただきます。

これ、これまでから議論もあったところなんですけれども、もともと幼稚園の保育料については、公債権か、私債権かという判断がありまして、与謝野町としましては私債権という扱いをしておりますので、基本的には給食費の分が加わったとしても、一応、私債権という考えでおりますが、このあたり、さっきの給食費の問題等も含めまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） これまでは私債権という考えでしたんですけれども、公債権ということで整理をさせていただきたいと。その辺の対策については、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 公債権と私債権、違いがございますので、時効の消滅、それから徴収方法、それから差し押さえの方法、全て違いますので、これまで包含して、保育料の中に関しては公債権と位置づけをされておりましたので、これ、条例の中で取り決めがされていたのかなというふうに推察されるわけなんですけれども、そのあたりにつきましても、今度は給食費が中に包括されますので、それを公債権扱いするのであれば、公債権ということで明示をする必要があるかなというふうに思いますが、そのあたり、しっかりとしていただきたいと思いますというふうに思っておりますが、いかがですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） まず、保育料につきましては、これまで徴収規則のほうで定めておりました。議員さんからも、やはり公債権である以上は、条例で制定するのが本筋ではないかというご意見もいただいておりますので、今回そのようにさせていただくということで取り扱いをさせていただきました。

それから、給食費についてですが、いわゆる給食費見合いを保育料の中で算定として入れさせていただいたとすることで、給食費を徴収するという考え方ではございませんので、あくまでも保育料ということでの徴収をさせていただきますので、公債権で間違いのないというふうに判断をしております。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 済みません。ちょっと説明が不十分でして、今度、この4月から、幼稚園の保育料につきましても1号認定ということで、基本的に考え方が保育園の保育料と同じになるということで、応能割の原則が入るということで、そういうことに変りますので、公債権扱いとなるということでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私債権、公債権、しっかりと適応のほうしていただきたいというふうに思っております。

以上、終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） お二方から質問があって、非常に内容が鮮明になりだしたとと思っているんですが、私は、初めに、16号の議案についてですが、私の認識は、今回、この町においては、初めての保育料等の条例がこうして出てきたというのは初めてだというふうに認識しています。それは、私が言わなくてもご存じのように、既に、この町独自で条例を制定して出すことができるのは、かなり前からもうそのことができたんですが、私自身も議会で求めてましたけれども、なかなかそれが至らなかったと、してもらえなかったということがありまして、この点は、私は評価しておきたいというふうに思っております。

そこで、まず、質問項目に入るわけですが、近隣の保育料の実態と比較してどうなのかというあたりを、概要をお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

近隣の市町でも、今回、保育料のいわゆる値下げというような形での報道がされております。大変気になるところでございますので、各市町にどういった、いわゆる段階の表をつくれるのかということで求めをしましたが、残念ながら、その表についてはまだいただくことができておりませんので、具体的にどういった金額になっておるかということは現在不明でございます。ただ、新聞で見ますと、例えば、京丹後市さんは、前年度の当初予算比で45%の減というふうになっております。宮津市さんは、国の基準額の50%程度にとどめるということでお聞きをしております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 伊根のほうは無料化らしいですし、今言ったように、近隣では、我が町が非常に見た目でも明確に高いなあというのが、これ、実感の一つだと思うのです。

先ほども、小牧議員からも言ったように、子育てするならこの町へということをお太田町政時代ですかね、野田川時代からそういうことも言われてきた経過もありますので、この点はより努力する必要があるんじゃないかというふうに思っています。

二つ目の質問は、私の理解で間違っていなければ、今回の地方創生事業が始まったという中で、交付金の中に、これのことを可能にするような制度があったんじゃないかと。ただ、項目として保育料という言い方はしてなかったかもわからないけれども、この間の国会論戦での答弁を聞いて

ていると、そのことが可能なような制度がかなりあると。私が今思いつくのでいえば、かつて、この町がやった住宅改修助成制度への補助金とか、これもできると。それから、いわゆる介護の制度にかかわって、これらについての援助もするということで、地域の消費喚起いうんですか、そういう類の交付金があったと思うんですが、この点は企画財政になるのか、ちょっとわかりませんが、お答え願えたらと思っています。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうか、保育料の関係と今回の地方創生の交付金との関係でございます。

確かに、議員おっしゃいますとおり、保育料の安くする部分について、利用が可能ということでございます。今回につきましては、京都府が今やろうとしておりまして、時期的に少し、今、内容が確定というのでしょうか、この予算の中では反映ができていない状態でございます、京都府と歩調を合わせまして、新年度の予算の早い段階の補正で、その分を対処させていただこうという、今、つもりをしております。ちょっと金額等がどれくらい下げられるかというのは、まだちょっと詳細がつかめておりませんが、項目としてはありますので、さらに新年度の補正で、先ほど浪江福祉課長が申しましたけれども、それに踏まえて、上乘せ分になるかと思うんですけれども、減額の予算ができれば、する予定をしております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） かなり、それは裏では動いているんですね。その中身は、今、答弁した程度しかわからないということなんでしょうか。例えば、どの程度なら、例えば、半分になるとか、府の財源をまぜれば半分になるとか、3分の1になるとかいう、そういうことは具体的な協議になっていないんですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

先ほど、企画財政課長のほうから説明があったとおり、新年度になりましてから調整をさせていただくつもりでおりますが、現在、京都府が、第3子以降の保育所の通園の児童分の利用者負担金を全額免除ということを検討されております。これにつきましては、ほぼ確定だというふうには聞いておりますが、実は、京都府下で、京都府を上回る制度を設置されておる町がございまして、そことの兼ね合いを、今、京都府が調整をされておるようにお聞きしておりますので、まだ不確定だというふうに判断をしておりますが、与謝野町の場合につきましては、一応試算はさせていただいております、第3子が無料になる場合については、減免額としては、約2,200万円ぐらいが減免になるだろうというふうに想定をしております。その半分以上を京都府が負担いただくと、いわゆる収入減となる部分については京都府が補填をさせていただくということになりますので、約1,200万円を町は収入が下がるということになるかというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと、これは細かいことはあれですから、あれですけれども。

今言う動きは、前向きな動きとして、非常に注目を我々もしているわけですが、次の質問に、保育料をどう見るかという問題で、最後になるとは思いますが、町長は、先ほど、財源の事

情でということをおっしゃられました。非常に、町長自身が、子供のどういいますか、支援に対して非常に力を入れようということは、この間のいわゆる施政の中でも明らかになってきていると思うんです。私は、本当にそのことをやろうとするときに、私は、基本的にですよ、財源を念頭に置いた考え方というのは失敗になると、町長のカラーは出てこないというふうに思っています。多くの、例えば、子育てのいろんな支援や教育費なんかを大胆にやっているような町では、それは財源がないからとか、あるかとかじゃないんですね。小さな町でも大きな町でもですが、本気でやろうと思えば、これは本当に住民のニーズが本当にここに合っているかということをよくよく考えて、この中で政治判断をしていくと。もちろん、議会の中でも、意向はどうなんかい判断もあるでしょう。そこが、私は最も大事だというふうに思っています。そのもとで、財源の手当てをどう考えるかということにならなければ、政策を、いわゆる山添カラーの政策をどういいところを実現させていくんだということは、そもそもそういうふうなスタンスが非常に重要だと思うんですね。

だから、私は、今回の場合であると、ちょっと嫌な思いをされるかわからんけれども、123億円の予算を大胆に組まれた。もちろん、創生事業がかかってきて、大きな加速をしたということはあると思うんですよ。そうであるなら、そしてまた、今度の予算の場合は、かなり多くの新事業が取り組まれています。本当に、それらの問題が、今、子育て支援の問題に、私、矮小化して1本で言っていますけれども、本当に町長がやろうと、カラーを出したいと、もっとわかかってほしいということであるなら、そのことは、やっぱり今言ったような考え方を基準に置きながら、やっぱり町民の皆様理解を求めていく、提示していくということのほうが、私はあり方ではないかというふうに私は思っています。

町長のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 子供、子育て世代に対する支援、また教育にかかる公費につきましては、私は持論として、国が全額負担をするべきであるというように考えています。

そうした考えはさておき、今の与謝野町でベストな子ども・子育て支援策というのは、どういことができるのかという観点に立った上で、今回提案をさせていただいているという認識でございます。

また、保育料の減免だけではなくて、例えば、教育面からのサポート、先ほど、和田議員からありましたように、子供の貧困率の問題であったり、あるいはその貧困率と生活保護世帯の、全国民の2%という中で、そのずれをどうするのかであったりとか、さまざまな問題がある中で、こうした提案をさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思っています。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 再度、もう一回、町長はそういうつもりでお答えしたんかどうかわかりませんが、あり方として、町長の決断のあり方として、今、私が言ったような、先ほど言ったようなことで認識は共有できるかという点はいかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） それは、大きな方針があり、その方針に伴う形でさまざまな政策というのは提案

をされていくべきであろうというように私自身も考えております。

今回、私のカラーを前面に出したものになっていないというご指摘であろうというふうに思っておりますけれども、私はできる限りのカラーを出したつもりでございます。そのあたりにつきましても、認識のずれというのが多少あるのではないかというふうに思っています。

7 議 長（伊藤幸男） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

最初に、議案第14号についての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第14号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第14号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号についての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第15号 与謝野町立保育所条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、議案第16号についての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第16号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第16号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第17号 与謝野町学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高岡議員。

- 1 番（高岡伸明） それでは、与謝野町学童保育所条例の一部改正について、岩滝児童館について質問します。

渡邊議員の一般質問にもありましたが、岩滝の児童館は歴史も古く、今現在、利用者も大変多く、利用者の子供たちも、保護者からも大変喜ばれています。利用者の方々にとっては、今後の動向が心配されていると思います。

山添町長の答弁では、岩滝児童館は、学童保育とは根本的に違い、本来、公園と同じ扱いで、誰もが自由に遊ぶことができる場所ということでした。そのことについては、私も子供のころ利用させていただき、遊んだ覚えがあります。だから、その点についてはよくわかります。しかし、今現在、岩滝児童館で行われているのは、ある意味では学童保育とよく似たことが行われているのではないかと思います。その点について、どのように思われるか、お聞きします。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

児童館と学童保育の違いについてですが、基本的に、いつも申し上げておりますように、児童館については遊び場という設定をさせていただいておりますので、好きな時間に来て、好きな時間に帰ってもらうというのが児童館ということになります。じゃあ、中身は違うのかと言われますと、町としては、児童館にも力を入れてさせていただいておりますので、職員もきっちり配置をさせていただいて、学童とほぼ変わりのない内容を提供させていただいております。成り立ちについては、先ほど言いましたように、保育をする場所と遊び場という区別をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 高岡議員。

- 1 番（高岡伸明） それでは、岩滝の児童館には、職員の方が3人おられると聞いております。その方々の給料はどこから出ているのでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

町の嘱託職員として雇い上げをしておりますので、町のほうから給料を払わせていただいております。

議長（今田博文） 高岡議員。

- 1 番（高岡伸明） わかりました。

昨年の秋の議会懇談会でも、子育て世代の方からご意見があり、こうしたい施設であれば、なくすのではなく、野田川地域にも、加悦地域にもつくるべきだと、そういう意見がありました。

児童館の廃止については、一番の理由が建物自体の老朽化で危険ということと、他地域とのバランスがとれない、取り壊し後も再建はしないということでした。それで、老朽化について、取り壊しについてはやむを得ないと私も思いますが、他地域とのバランスがとれないということについては、与謝野町に合併になったとき、その時点でわかっていたことではないかと思います。にもかかわらず、今現在まで9年間も続いてきているわけです。そのことについては、町にも一端の責任があるのではないかと私は思うんですが、その点はどのように思われますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

高岡議員ご指摘のとおり、合併しまして9年経過いたしまして、10年目を迎えておるわけですが、今こういった議論をしておるとい状況でございますので、ご指摘はそのとおりだということに受けとめはしております。ただ、であるから、いつまでもこの形でいいのかということだとは思っておりませんので、今回、まず認定こども園を整備していく一つのきっかけの中で、町全体の就学前の子育て、また小学生の子育てについて、改めて検討する機会ができましたので、この機会を捉えて、町全体の、いわゆる子育てに対する共通理解を求めていく必要はあるんじゃないかなというふうに思っております。

私は、児童館を否定しているものでもなんでもありません。児童館のよさということは十分に認識をさせていただいております。学童についてのよさもありますが、若干、気になりますのは、同じ地域の子供が、学童に通いますと、学童に通わない子と分離をされるという部分がございますので、それがいいのかどうかということは、私は常々考えておりますので、児童館のよさというのはそこにあるんじゃないかなというふうに思います。ただ、一旦、この与謝野町の3地域の条件を統一した上で、学童のよさ、児童館のよさを再度検討する必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 学童保育ができるということで、そのときをきっかけに、こういう児童館の状態を今変えていこうという、それはよく理解できます。でも、学童保育ができ次第、児童館を完全廃止にということになれば、岩滝地域の多くの方が困ることになると思います。

それで、私は思うんですが、学童保育自体の無料化ということを早急に検討していただければと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 学童保育の無料化ということについては、現在のところは検討はしていませんが、その児童館との兼ね合いで、その負担だけを調整するという話ではなくて、私が考えておりますのは、本来の児童館の活用の仕方にまず戻っていただきたい。そこが基本だというふうに思っております。

現在、本来は保育が必要な子供さんが、本来でしたら保育所に通っていただくべきだというふうに思う子供さんが、幼稚園をご利用いただいて、その保育の足りない部分について児童館をご利用いただいておりますということになっておりますので、そこが他の地域との格差ということの原因になっておるといことなのです。それで、就学前の子供さんについては、基本的には、保護者が同伴をして、児童館で一緒に遊び、一緒に帰るといのが一般的なルールになっておりますので、そこに立ち返っていただければ、特に大きな支障はないんだろうというふうに思っておりますので、まず、そういった部分も含めて、児童館のあり方を再度検討をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今回の岩滝児童館については、もう築50年経過をしようという施設でございますので、これは非常にもう危険な建物ということになってきますので、その辺の取り壊しはやむを得ないだろうという判断をさせていただいておりますし、それから、いいものは各地域に広げればいいのかという考え方については、ごもっともだというふうに思いますが、今後、認定こども

園を整備すると、非常にそういった経費がかかってきますので、各地域の同じものを一遍にそろえていくのもなかなか難しいところがあるかと思いますので、今のところは、まず認定こども園を一日も早く整備をさせていただきたいというふうに考えております。

1 番（高岡伸明） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに。

安達議員。

5 番（安達種雄） 同じく、学童保育のことで、福祉課長にお尋ねしますが、改めての確認だと思えますが、この改正案によりますと、10歳という年限が削除されて、小学校に就学ということで、いわゆる年齢制限でなく、小学6年生までを対象としたという解釈でいいわけですか。まず、そこから。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） そのとおりでございます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） それから、学童の開設時間が、土曜日が午後0時までだったのが午後6時まで延長されたということも確認しておきたいと思えます。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 土曜日の保育時間ですが、実は、現在でも午後6時までお預かりをしておりますが、この条例で、町長において必要と認めるときはこれを伸縮しということで、時間設定の部分について書いております。今回、条例改正の必要がありましたので、この伸縮しということを使うのではなく、はっきり時間明記をするべきだということで、今回改正をさせていただいたということでございます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 非常に前向きな施策が打たれたというように評価しておきます。

最後に、この条例案の第4条中の学童保育所の実施に際してはという文言の改定がありますが、この改定される意味合いというものはどういうところにあるのでしょうか。必要性ですね。なぜ、こういう文言に変えられる。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

5 番（安達種雄） お答えをいたします。

これまでは、基本的に町が社協さんに委託をして、いわゆる町営の施設として、施設といえますか、学童保育として運営をしてまいりましたが、法改正によって、他の事業所さんも学童保育に参入ができることになりましたので、そういった事業所さんが実施をされるに際しては、こういった職員を置いていただく必要があるということを明記させていただいたということでございます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） わかりました。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

塩見議員。

10 番（塩見 晋） それでは、議案17号、簡単なことですが、ちょっとお尋ねしておきたいと



思います。

時間とか、そういうものが変わるということは読めたんですが、今後、学童保育の場所はどうなる。それから、現在ある数がこれによって変わるんだろうかと、それからもう一つは、保育料の料金が、今度、小学生も全部対象になると思うんですが、子供の年齢にかかわらず、全て今までどおりの料金になるのだろうかという点について、お尋ねをしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

現在、社協に委託をしております学童が7カ所ございます。ただし、岩屋学童については、残念ながら子供さんの数が少なかったり、それから、これまで保育所として使用してきました場所が、もう非常に老朽化したことによって、現在は、三河内の学童と一緒にさせていただいておるということでございます。岩屋を利用する子供は、社協が迎えに行き、三河内に連れていく。それで、親御さんが帰りは迎えに来てもらうという形をとっております。それから、与謝の学童についても、平常時は桑飼のほうの学童をご利用いただいております。夏休みだけ与謝地域で学童を開設しているということでございます。

今後の学童の場所について、1点、変更になる予定にしておりますのが、加悦の学童についてですが、今、加悦小学校のグラウンドの前にあります福祉会館を利用してもらっておりますが、あそこもかなり老朽化した施設でありますし、だんだん手狭になってきておるということもございまして、平成27年度は、加悦小学校の教室を二つお借りできることになりそうですので、そこに移転をしたいというふうに考えております。

それから、そのほかでは、現在、民間で、例えば、いわさく診療所さんが寿庵という、これは高齢者の方のサロンでもありますが、そこを活用いただいて、独自で学童保育を実施していただいております。夏休み期間だけ町の委託ということでお受けを去年からいただいております。引き続き、今年度もお世話になりたいというふうに考えております。

先ほど言いましたように、民間事業者さんも、町が確認行為をして、指定ができれば、学童保育を実施してもらうことが可能になりますので、そういった学童が地域にふえてくると非常にありがたいなというふうに考えております。

それから、料金の関係ですが、現在のところは1年生から6年生まで同額ということで考えております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 子供の数が少ないところは、今までと同じように、ある程度の数のところに集めてやっているということですが、今、学校で行くと、教室をお借りして行うということをお聞きしたんですが、非常に都合がいいと言っては悪いんですけども、子供にとっても最適な場所かなというふうに思えるわけですが、学校の理解も当然そこには要すると思うんですけども、このことについて広げていくというふうな思いは課長の中にはありますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。

あくまでも、学校施設を使うということになりますと、教室があいておるかどうかということがまず出てまいりますので、現在、調査をさせていただいております中では、今のところは加悦小学

校だけがそういった教室があったということでございますので、利用についてお願いをさせていただきます。

今後、ちょっと先の話になりますが、機構改革が行われますと、学童の分野については教育委員会のほうに移管をする予定にしております。そういうことで言うと、現在の福祉課が対応しておりますよりも、学校施設を活用していくということはやりやすくなるのではないかなというふうに思いますが、学校現場との調整が当然必要なことですので、今、どんどんふやしていくということは言いかねますが、そういう方向性はあるのではないかなというふうに思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それは、学校の都合もあると思いますので、それでも、できればそういう方向は、私は今お聞きして、非常にいい方向だなというふうに感じました。

それから、先ほど、料金については、今までと同額ということをおっしゃいました。金額をおっしゃらなかったのが、条例の中にある、1人につき月額3,000円、延長保育が月額500円という、この金額でいくということでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

今、ご紹介いただいたのが平日の利用の場合です。あと、夏休み期間については6,000円、お願いをしたいというふうに思っております。

10番（塩見 晋） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 1点だけになると思うんですが、先ほど、高岡議員の質問に対して、このように答弁されてたんじゃないかと思うんです。児童館については、町の子育て支援システムといいますかね、のためにも、一旦、統一すると、統一して、それを児童館を壊した上でという、これは逆ではないかと。この課題が、今、現存していて、言うなら、加悦谷の地域ではない、やっぱりいい制度がどう見てもあるわけですから、条件のいい制度が。それを広げるべきだという保護者からの懇談会での意見は、私、正当だと思うんですよ。それを一旦、児童館を壊した上で、統一してしたいんだという言い方は、これはまずいというふうに思うんです。町長、いかがですか。町長も児童館を利用されたと思うんで。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私の児童館に対するの思いといいますのは、それこそ、子供のころ、遊んだ記憶もございますし、児童館の前を通ると、子供たちが元気に追い駆けっこをしたりしている姿を見ると、非常に有効な活用がされてきたのであるというふうに思っています。これが、与謝野町の子育て支援にかかって、受けている影響というのは、非常に大きなものがあるだろうというふうに思っています。しかしながら、高岡議員への一般質問等でお答えをいたしましたように、これから認定こども園等の整備にかかりまして、子供、子育ての環境というのは大きく変化をしていくであろうという認識でございます。その中で、児童館が持っているよさについても、しっかりと吟味をしながら、反映できるところは反映していくべきだろうという認識でございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の決意は、町長の決意はわかりましたけれども、今ある、少なくとも加悦谷よりもいい条件、それから、皆さんからも期待がある、大変利用者も多い、こういう児童館をつぶしてから、学童に一体にして、それから児童館問題を協議しようというのは、本末転倒というか、逆さまではないかということを行っているんです。町長、いかがですか。そうなるでしょ。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私はそう思いません。

7 番（伊藤幸男） そう思わない。

町 長（山添藤真） はい。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

伊藤議員がおっしゃる考え方もわかります。ただ、岩滝地域というのは、非常にコンパクトな地域で、もう既に保育所、幼稚園、一つずつ、小学校一つということで、今回、認定こども園でさらにそれを集約していくということで、地理的にも非常に集まりやすいところだというふうに判断しております。ところが、加悦地域とか、野田川地域になりますと、児童館一つ置いて、どれだけ機能するのかということも一方では考えていかなければならないところがございます、それで、そうなると何カ所も、例えば、小学校区単位で児童館を置くのかということになりますと、非常に負担も大きくなっていくというふうに思います。

ですから、私が申し上げましたのは、保育環境、教育環境が一定同じ条件になってきたときに、児童館がいいのか、学童がいいのか、両方あるべきなのか、そういったことをもう一度検討するときに来るのではないかとこのように考えております。ですから、いいものをなくすということだけではなしに、前を見た上で一旦廃止ということ、ぜひご理解を願いたいというふうに思います。

環境を悪くするために、そういったことに取り組もうというふうには思っておりませんので、学童のあり方についても、先ほど申し上げましたように、これがベストなやり方なのかというのが、私は常々疑問を感じているところがございますので、そういった部分も含めて、そのあり方について検討する時間をもうしばらくいただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、僕が質問した問題に、町長はそうでなくていいと。児童館を壊した上で、学童の整備をしていくんだと、こういうことすわな。子育て支援システムを統一していくんだと。そのもとで協議するというんでしょ。それはおかしいと言っているんですよ。どう考えてもおかしいでしょ。どうしてって、今ある、具体的に働いて、役割を働いている児童館が、非常に利用者も多いと聞いていますよ。いや、数まで知りませんよ。しかし、少なくとも、参加した方、利用されておる方は非常に好評だから、それを残せというのが議会の懇談会の中でも出たわけですよ。あれ、拍手あったかどうか覚えてないけれど、非常に好感的に、皆さんはその意見を賛同されている感じでしたよ。それを今言っているように、一旦壊してから、学童でとって、いわゆる子育てシステムで統一するから、するというのは、これはちょっとおかしいんちゃうかと。

今、課長が言っとるね、十分吟味するのは僕全部わかりますよ。当然そうでしょ。僕も、今、課長おっしゃったように、例えば、加悦地域で言ったら、岩滝の5倍ほどあるわけですから、工

リアが。そら大変ですよ。ただども、その問題はまず置いていてですよ。今、言っているのは、児童館を壊してからするというのは、違和感を覚えますということを行っている。考え方としては違和感がありますよ。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私がこれまでの間、児童館について申し上げてきたことと申しますのは、後ろ向きな閉鎖を考えているわけではございません。当然のことながら、これから大きく、先ほども申し上げましたけれども、保育の環境というのは、認定こども園の導入によって変わってきます。そうした中で、児童館の遊び場としての機能をどういうふう担保していくのかという議論については、当然のことながら、正確に、あるいは幅広くやっていかなければならないというように考えています。そうした意味において、発展的に、子供・子育て支援の中に、児童館の役割、担ってきた役割を反映していく議論については、当然のことながらしていくということでございます。そうした中で、いろいろ考え方はあろうかというように思いますけれども、伊藤議員がおっしゃることについては、伊藤議員の見解ということだというふうに認識します。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、こだわっているのは、私は、もう今の町長は、いいことを、子育て支援を充実させていきたいという決意を述べただけですよ。今、私が言っているのは、なぜ児童館を早く壊さねばならないのか。その後で、統一化した子育て支援のシステムを引くと、それから協議するいうんでしょ、児童館問題を。これはおかしいでしょいうことを言っているんですよ。だから、それだったら、その理由を述べてくださいよ。こういうことがあるから、やむを得ないとか。あるのではないですか。ここまで皆さん、お二方が、担当のお二方が言うんだから。違いますか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

まず、現場を預かっておる立場から言いますと、老朽化したこの施設をそのまま活用し続けることはまず無理だというふうに考えておりますので、早急な取り壊しが必要だろうというふうに考えております。

それから、その後のこととして、先ほど申し上げましたように、この児童館のあり方について、まず全住民さんが同じ考え方いますか、児童館の必要性、使い方、そういったものを理解いただく必要があるのではないかというふうに思います。現在の岩滝地域だけに一つ置きますと、恐らく今と同じような使い方が継続される可能性がございますので、私は一度リセットさせていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をお願いいたします。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 幾つかね、私も、今の答弁の中でも問題意識を持つところがあるんですけど、少なくとも児童館が、いわゆる耐震といいますが、耐えられない老朽化になっているという点は、それは全く同感です。ですから、そのことを理由に言われると非常に困るんですけど、しかし、論議としては、こういうやり方をすると批判を招くと。絶対に、岩滝住民から批判を招きますよ、町長。だから、そういうことを十分配慮した対応をすればいいんだと。今の、早く壊さなければならぬ、そういう事態になっているのであれば、それはそういう判断をしたらいいと思いますけれど、そうなら、それまでにいろんなことを、やっぱり共有できるような中身を、住民の皆さま

んとしっかり、ことを解決するべきですよ。合意形成するべきですよ。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） この件につきましては、子ども・子育て会議の中でも非常に慎重にご審議をいただいて、当然、岩滝地域の委員さんもおいでです。その岩滝地域の委員さんが、率先してご意見をいただいたのは、やはり今の児童館の利用の仕方は、本来の児童館の使用の仕方と若干違うんではないかというご意見が出ておりました。そういった点からすると、先ほど申し上げましたように、与謝野町の子育て支援を全体として考えるなら、一地域だけに置いておくというのはバランスがとれないのではないかとご意見をいただいております。

それから、3月の4、5、6と、三日間にわたりまして、子ども・子育て会議の主催ということで、各地域で意見交換会を実施させていただきました。我々町側も出席をさせていただきまして、ご質問等に対してお答えをさせていただいておったわけですが、岩滝地域の中で、この児童館の件がかなり意見が出るんじゃないかということで覚悟をしまいましたが、誰からもそういったご意見が出ませんでした。これは、だから認めてもらったんだというふうには理解はしてありませんが、一定、そういったことが浸透しておるのかなというふうには判断をさせていただいております。出席者が10名程度でございましたので、これでご理解を得たというふうには受け取ってはおりませんが、意見交換会の中では特にそういったご意見が出なかったということで、ご報告をさせていただいております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、説明会というか、懇談会というか、理事者側が今やったことについて、意見が、参加者も少なかつたという話がありました。意見もなかつたという話がありますけれども、それはそれで努力はわかりますけれども、今、繰り返しになりますけれども、やっぱり岩滝住民の中で、どういう合意をするのかと、論議をどう、みんなからいろんな意見を聞いておくかということ、丁寧にやらないと、今の結論的なされ方をすると、これはよくないということ、改めて申し述べて終わりたいと思います。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第17号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第17号 与謝野町学童保育所条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時10分まで休憩します。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時10分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第5 議案第18号 与謝野町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第18号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第18号 与謝野町行政手続条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第19号 与謝野町企業誘致条例の一部改正についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

勢旗議員。

14番(勢旗 毅) それでは、企業誘致条例の一部改正について、若干お尋ねします。

今回の改正は、これまで、例えば、与謝野町へ出ていきたいとか、そういうところからご質問や紹介があったことで、内容を充実していかないかと、そういうことでこれが改正された、こういう理解でいいでしょうか。

議長(今田博文) 小室商工観光課長。

商工観光課長(小室光秀) お答えいたします。

ご質問の町外に企業が出るというような。

14番(勢旗 毅) 言うたら、この改正の背景は、どっか、今までのではぐあいが悪いということで、こうしたら企業が来てくれるとか、そういうことがあったかどうか。

商工観光課長(小室光秀) 今回の条例の背景につきましては、題名を与謝野町企業誘致条例から与謝野町企業立地促進条例に改めるというような形で、内容につきましても充実をさせていただいたということでございます。

昨年4月に、町長が就任をされ、産業振興の形づくりの中で、一つ一つの例規を見直していこうと、そういった形の中で、本条例の歴史をひも解かせていただいております。そういった中で、平成21年の3月に一部改正をさせていただいた経過がございますが、それでも、なお、この条例に値する企業の進出はなかったということでございました。そういった形の中で、外から工場

を呼び込むという形だけではなくてですね、さまざまな業態の企業、また内発的にも喚起をする必要があるのではないかと、そういった背景があったものですから、この条例の一部改正を提案させていただいたということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

- 1 4 番（勢旗 毅） 課長から説明をいただいたんですが、この課長のほうのこの概要を見てみますと、こういうふうに説明してあるんですね。この概要の経緯の中で、改正の背景に、「また小規模でも、町内の空き事務所や空き工場を活用して事業展開しようとする、幅広い産業の立地を支援するための施策も必要です」、こう書いてあるわけですが、今度の条例の改正の中で、この部分が生かされているところはどの部分になりますか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） ご質問の議案資料の中で、町内の空き事務所や空き工場等を活用してという話の中に触れておられます。今回、条例の改正につきまして、改正のポイントとしまして、農業も含めた、いわゆる製造業、また情報通信、また自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業等々、いわゆる日本標準産業分類が大分類で20分類ございますが、そのうちの6分類に大きく照準を絞らせていただいたという背景がございます。これにつきましては、いわゆる大きく京丹後市の森本工業団地のような、大きな財政投資をして、そしてオーダーメイド方式で誘致をしていくんだと、そういう形をするのではなく、いわゆるこの町のそういった空き工場、そういった部分がたくさんある中で、関係性を築き上げながら、一つ一つ誘致活動、また企業立地支援を内発的にできる可能性があるんじゃないかと、そういう形の中で、我々のほうはいろんな企業体と連携をとらせていただけないかということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

- 1 4 番（勢旗 毅） それでは、町長にお尋ねをしたいと思っております。

かつて、町長が議員でありましたときに、私も町長と一緒に産業建設常任委員会、徳島県の神山町を視察いたしました。ここは、いわゆるNPO法人のグリーンバレーというのに大南さんという方が理事長で、非常に活躍をされとって、全国レベルの誘致に成功されておるということで、町長に連れて行っていただいたわけでございます、議員のとき。それで、ここの特徴が、やはり光ファイバーを生かす。そして、そのことで、東京におっても何らマイナス面がないということで、非常に企業活動が生きてきた。こういうふうに聞いておりました、そして、むしろ今では、この間もテレビでやってましたけれど、町がこういう人に来てほしいということで、逆指名をして、そして移住をされておると、こういう状況にあったというんですけれど。

この誘致条例では、その辺のことが私は生きるようにはなっていないと思うんですが、そのところは、町長、どうでしょう。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） この条例の改正案につきましては、先ほど小室課長のほうから説明をされましたように、企業の立地を促進していくという側面が非常に強い条例改正案でございます。その中に、例えば、神山町のグリーンバレーの取り組みの中で、さまざまな情報関連の会社が、神山町にはサテライトオフィス等を立地させているという状況がございます。そうしたことも、私としては、可能な条例の一部改正であるという認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、この条例の改正案のみだけでは、企業の進出というのは、なかなか実績が伴わない形になる可能性というのは非常にあるというように思います。そうした中で、これからまちづくりを進めていく上で、この当町にどのような企業に来てもらいたいのかということも議論をしていきながら、アクションをかけていけるようにしてまいりたいというように考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、課長にまたお尋ねをしますが、いわゆるこの定義の見直しの中で、いわゆる投下固定資産額が基本になっていますね。先ほどの、町長が議員のときに私どもが連れていっていただきました神山町で、そこでサテライトオフィスを開いているような、あるいはまた違った格好のところでは、そこの空き家を利用して、わずか月額10万円までのところで借りて、企業としてそれが成長してきておると、こういう状況にあるんです。これを見る限りでは、私はこの固定資産額で区分するという方法は、ちょっと今、町長からいろいろ勉強させてもらったことから考えると、時代がちょっと私は合っていないんじゃないかというように思います。そこはどうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） ご質問の意図としましては、この条例がサテライトオフィスのような企業が来るに当たって、この条例と乖離するのではないかというふうなご質問だと思います。

現在、平成27年度の当初予算の上程の中で、産業振興補助金を準備させていただいております。別途、町長のほうからは、例規の改正という形の中で、この産業振興補助金の充足をしようということをございまして、いわゆるこの条例だけの見直しだけではなく、全体を見直していくという形でございますので、ことによってはそちらのほうの制度をフル活用していただくというふうなことは考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 課長がおっしゃるような格好で、例えば、創業の関係でもいろいろ手は打たれているということなんですが、これについて、もう少し私はきめ細かいことのほうがいいんじゃないかなというふうに、これは思っておって、これはこういうことなんですが、いわゆる立地企業を求める場合に、ほかの市町村でやられておりますように、紹介をされた方に成功報酬制度ですね、このことを幾つかの市町村で進んできたと思うんですが、そこは、課長、どうですか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 企業立地に際しましての、いわゆる関係する方に対する成功報酬、お隣の京丹後市でも、そういった制度を持っておられます。今回、条例改正をさせていただきました背景は、合併以降、全くこの条例の活用がなかったというふうな中で、今回、大きく題名も含めて改正をさせていただくわけなんですが、精華町のほうでも、毎年度のように条例の一部改正をされておられます。そういった中では、リアルタイムに状況は変わってまいりますので、そういった部分につきましては予算との関係も調整をしながら、検討すべきことは検討していきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この近隣の工業団地では、やはり今、日本の内陸部の中では一番大きいと言われ



ております福知山の長田野工業団地や、それから、先ほど課長がおっしゃいました京丹後市の森本工業団地、そういったところで、福知山も40年たちますけれど、まだ埋まっていないんです、完全には。それで、森本工業団地もあんな格好で、現在立地がされておられません。それから、綾部はやや進んでいると思うんですが、三和の団地もそうだと思うんですが。こういう北部の状況、いろいろ交通とか、いろいろ私どもの町にもハンディがあるんですが、課長が一番このことで、課長がいろいろとよそに出られて、そういった会社のトップやらそういった方とお会いをいただいている中で、一番何がネックになっているというふうに課長は思っておられますか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） この企業進出に対しますネックの部分でございますが、よく決算の中でもお話をいただいておりますように、行政が、どのようにいろんな企業と関係性を保ってきたかというふうなことがよく問われております。そういった中では、行政のかかわり方、また企業に対する、いわゆるアピール、そういった部分が非常にインパクトが弱かったんじゃないかと。高速道路が来るからどうというふうなことではなく、私たち行政のほうが、もう少しアピールポイントを求めていって、対応できる能力を養わないといけないのではないかと、そういうふうに思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長おっしゃいましたように、幾つかのそういったことはあるんですが、やはりあらゆる機会を通じて、やはりアクションを起こしていただく。そして、町長にも、トップセールスでいるんなところにやっぱり出ていただく。そうしたことをお願いしておきたいと思っておりますし。

それから、私は一番には、人材がやっぱりないんじゃないかな、こういうふうに企業の求める、そういうふうに思っている。それは、日本電産が峰山に立地をしまして、これを撤退された経過を考えますと、私は、人材がやっぱりないんじゃないかなというふうに思っております。いろいろ企業誘致をするということは大変なことです、ぜひ、この条例がある、なしにかかわらず、頑張ってください、こういうふうに思っています。

終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 企業立地の問題について、若干質問させていただきたいと思っております。

ご存じのように、企業立地が非常に求められる背景というのは、住民の皆さんがなかなか職がない。働く場所をつけてほしいという願いが非常に根強くあるという点だと思っております。その点では、企業立地そのものは否定するものでもありませんが、ただ、私、非常に気になるのは、この、どうですかね、20年ぐらいのスタンスで考えたらいいんでしょうか。企業立地で誘致企業を持ってきても、その企業の経営の都合で撤退すると、こういうことが既に多発しているわけですね。空洞化といいますか、いう状況がどんどん日本経済自身の中にも進んできて、ちょっと流れが戻るんじゃないかというような話も出てますけれども、問題は、例えば、この町に来て、それが撤退するときに、その後始末でどうするかということが課題になるわけですね。その管理も含めて、非常に大きな誘致企業問題というのは課題があると。この辺では、その点ですね。

問題は、そういうフォローの場合、どういうことが考えられているのかという点は、お聞かせ願えたらと思っています。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） この与謝野町だけではなく、全国で撤退された企業は多々ございまして、そういった動きの中で、国、府のほうとの意見を聞かせていただいております中では、やはり企業との密接な信頼関係を築かないとだめなのではないかと。そうは言え、やはり世界的に大きな企業が影響する部分は、原油の関係だとか、また相場の関係だとか、そういった部分の中で、本当に大企業が影響を受け、また中小企業が影響を受けてくると。そういった部分については、なかなか我々行政のほうで対応できる部分はありませんが、やはりそういった中でも、その企業に対する運営の支援の部分につきましても、今後また考えていかなければならないのではないか、そういうふうには考えております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 非常に困難な課題の一つだなと、今の答弁を聞いていてもね。十分な、万全な体制をとれないということがあります。私、非常に短絡的というか、要約して、こんな長い時間をとるつもりはありませんけれど、要約して言いますと、要約というか、質問しますけれど、例えば、そういうリスクを、いわゆる企業が来ていただいたと、そういうリスクをどう解決するかというのは、私は基本的に、この町がつくった中小企業振興基本条例が基本の考え方になるというふうに思ってるんですね。もう、ちょっと提案というか、私自身の意見を述べますけれども、企業が来る場合に、中小企業振興基本条例の理念をきちっと伝えと。そのもとで、いわゆる社会的、私は今起きている、取り上げておるテーマは、基本的に社会的責任の問題やと思ってるんです。だから、自己責任で、そのことは基本的にその会社に持たせるべきではないかと。そのことが、町を去るにしても、企業が去る場合でも、そのことは大きな迷惑を地元につけたくない。こういうことになってくるわけで。だから、そういうあたりの中小企業振興基本条例のもっと、能動的な活用をちょっと研究する必要があるのではないかというふうに思っています。

例えば、難しいんですけども、誘致企業をするに当たって、中小企業振興基本条例、我々はこういうものを約束事をしている、持ってますと。しかし、来るに当たっては、具体的に言うたら、こういうことなんだということをもっと明示して、それで、雇用は最優先で地元からとるか。それから、どう言いますか、職員も非正規が多いんでしょうけれども、そういう方も含めて、地元採用を優先すると、最優先するということにするとか。それから、設置するに当たっても、地元企業を大いに利用してほしいと。それで、交通の安全対策なんかを含めても、道路整備も含めて、幾分か負担をお願いするとか、こういう前向きな対策をとらないと、私は中小企業振興基本条例が生きてこない、こう思ってるんです。課長、いかがですか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） ご意見の中で、この与謝野町中小企業振興基本条例、ここの部分につきましては、やはり現在の町内企業、またご発言の中で、職員、また住民も、そして進出されるべく企業もという形の中でご意見を述べられましたですが、それにつきましてはもう当然な話でございまして、そういった部分の中で、いわゆるそういった企業体とかかわる上で、雇用の関係、また、いわゆる町内企業とのマッチング、そういった部分は、私どものほうは当然想定内というふう

考えております。そういった中で、やはり、いろんな可能性を企業に求めていくと、これは当然進めていかなければならない事情ではないかなと、それは考えております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、すぐに思い出せませんが、やっぱり中小企業振興基本条例に基づく具体化という問題は、具現化と言いますか、その点は、いろんな工夫が私はできると思うんです。この町をどうよくするか。それで、誘致企業で大きな、さっき冒頭で述べましたけれども、リスクをどう避けるか、そういうところも含めて、よくよく吟味して、やっぱり負担を求めるときには、応分の負担をやっぱりきちっとさせていくということが非常に大事ではないかというふうに思っています。今、答弁が、基本的にそのことも含めてあったんでしょから、今後は一層、能動的な理解で、それを、運用については前向きな取り組みをしていただきたいと、このことを申し上げて、質問を終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

1 5 番（多田正成） それでは、企業誘致条例の一部改正についてお尋ねします。

まず、先ほどから質問が出ておりますけれども、まず、企業誘致から企業立地というふうには、条例が促進条例というものが加わってくるわけですが、基本的に、こういった形でこの企業立地をされようとしておられるのか、お聞かせください。今までに、要するに、町内でいろいろと事業を起こしたり、活性化させよう、それから促進していこうというときに、補助金体制がいっぱいきょうまで出されておりました、それで効果の出ているところや、出ていないところがあると思うんですが、ここに、48ページですね、奨励金等の交付額を充実させるというふうになっておりました、その下には、交付済みの奨励金等の返還を求めますと、うまくいかなんだときにはそうするというようなんですけれど、基本的に、こういった状態でそれに、立地に取り組むかということをお聞かせください。今までの支援体制みたいな形ではなしに。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 支援体制というくりになりますけれども、まず、今回、題名を変えてきた経過の中で、外から企業に、特に工場的な企業に進出していただくというような歴史が、この企業誘致条例にはございましたが、さまざまな可能性を求めていくという中で、この条文の題名を変えました背景としましては、先ほど伊藤議員にもお答えをさせていただきましたが、与謝野町中小企業振興基本条例の理念をこの部分に充て込めさせていただいている部分もございます。

具体的には、一町内の企業が、町内の企業だけで可能性を模索するのではなくて、いわゆる企業体をつくって、化学反応をさせていただくというふうなことも考えられるのではないかと。これは、いわゆる先日国土交通省のほうにも寄せていただいた経過がございますが、やはりいろいろなかけ合わせをやっぱりやっていって、そして、行政のそのアイデアをフルに使っていきなさいというようなご指摘もいただいております。そういった中では、この地方創生のムードの中で、町内の企業がやはりいろんな可能性をやっていかなければならないというふうなことは、特に声としていただいておりますので、そういった中では、町内のいわゆる法人化、新たな法人化が模索できるのではないかと、そういうふうなことも考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） ご存じのように、今、企業誘致をしようと思っても、経済状況から、コストなんかの、ランニングコストなんかの問題もあって、田舎には企業誘致がしにくいということで、今回、この企業立地条例をつくられたということは、私は大賛成でございますが、ただ、今ある企業に支援したり、アイデアをサポートしたりというぐらいなことは、今までに商工会も会員さんのサポート体制もとっておりますし、そういった条件は十分整っておりますと思いますが、それがなかなか効果を発しないということで、雇用も余り生まれえないという状況がありますので、今回の企業立地ということについては、私は、基本的に企業誘致は、大型の企業誘致は、この町には難しいとずっと思っております、ですから、いつも私は基本的にあるんですが、例えば、企業誘致に10億円をほかすなら、当町にある10軒の企業をどうして掘り起こしていくかという意味で、この企業立地というのが今回いいというふうに思っておりますが、その取り組み方が、これまでの業績、サポートだとか、資金の支援体制だとか、そんなことはきょうまでに十分やっておりますので、そこの新しく、どう、そこの企業を使って、地元の企業を使って、新しく、どう、先ほども言われましたけれど、新しい企業をそこで掘り起こして、法人をつくるとか、そういった形の支援体制ならいいんですが、今までのような支援体制でやりますと、支援体制をうまく利用されて、余り大きな発展がないというのが過去に何遍かありますので、そういったことをどういうふうに考えておられるのか、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 支援体制の関係でございますが、行政のほうが会社をつくるわけではないわけで、いわゆる今回の補正予算でもございます、ものづくりワークショップという、そういった予算を計上させていただいております。要は、町長の考えとしましては、産業振興、また特に物づくりという部分に力点を置きたいというふうな部分につきましては、お話が出ておりますが、そういった可能性は、企業と企業のいわゆる見えない部分をこういったワークショップでもって、いわゆる外からの企業とのかかわりの中で対応できるのではないかと、そういった部分がこの26年度中に、いろんな企業体とのかかわり方の中で見えたというふうなことも、私どものほうは考えておりますので、そういった部分では、やはりワークショップが非常に適切な取り組みなんじゃないかと、そういうふう感じております。

議 長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） そういった意味で、十分、新しい産業が生まれるような、今、当町にある優秀な企業を掘り起こして、そして、新しい産業が生まれるような取り組みの条例であってほしいと、私はそういうふうに願っております、この誘致条例から企業立地条例に変わったということは、非常に期待をしておりますけれども、その取り組み方は、ちょっとこれから十分に吟味して、見せていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長、その辺は、決意がありますでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、多田議員のほうで、大型の企業立地は非常に難しいだろうというご指摘をいただいております。私自身も同意見でございます。そういった中で、まず企業に、この与謝野町に立地をしていただくためには、企業に対してのPR、あるいはアクションがなければならな

いというように思います。いきなり、数年後に企業がどかんと来るというよりかは、先ほど課長が言いましたように、物づくりのワークショップであったりとか、あるいは、ちょっとした実証実験をこの町でやっていただくとか、そういうステップが必要であろうというように思っています。そうしたステップを重ねていく中で、この与謝野町で勝負をしてみようという企業が立地できればなというように考えています。

いずれにいたしましても、私も、平成26年度の中では、多くの企業の皆様方とお会いしてきました。そうした中で、一つでも、二つでも、この与謝野町に見合う企業を立地できるように、実現できるように、全力を傾けていきたいというような認識でございます。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） ぜひとも、そういった意味で取り組んでいただけたらというふうに思っておりまして、終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第19号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第19号 与謝野町企業誘致条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、介護保険条例について、若干質問させていただきます。

昨年の5月でしたか、国のほうで、この第6期の介護保険についての改正案の法案が示されたといいますが、と思っております。これは、もう制度そのものの若干変更もあったと、こういうふうに思っております。主なものは、国が900億円余りを投じて、そして各府県に基金を設置し、そして医療、介護のサービスの財政支援すると。それから、二つ目には、要支援向けの事業を3年かけて市町村に移管すると。それから、年収280万円以上の人の介護保険の自己負担を1割から2割にする。こういうことが主なことだったと思っておりますが、この理解で、課長、よろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

そのほかにも細かい部分がございますが、おおむねそういう改正だというふうに理解しております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

- 14番（勢旗 毅） そこで、この議案第20号の資料のナンバー2ですね、これを見ておりますと、この中で、今後3年間の保険料の基本月額が算定をされることになるわけですが、この算定の基礎になります利用について、被保険者の推計値、あるいは認定者の認定者数の推計値、それからサービスの受給率等につきまして、この6期のこの保険料算定に当たって、特に留意された点、あるいは、所得の段階で配慮をされた点、このことについて、課長、お願いします。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

今ございました被保険者数につきましては、平成26年度の実績をもとに、3年間の推計をさせていただきます。平成26年度、7,537人ということがございますので、そこから団塊の世代の方がふえてきておるということを配慮しまして、数値を想定させていただいております。

それから、要介護認定者数につきましては、認定率というのがございまして、当町では大体21%から22%というところがございます。そういった数値を参考に推計をさせていただいております。

それから、サービスの受給率につきましては、これは、もうここ数年、81%程度の利用がございまして、それをもとに受給率を想定させていただいたということがございます。

特に、特筆すべき事項があってということではなしに、従来の算定と同じように、実績に基づいて推計をさせていただいております。

それから、所得段階につきましては、法改正で、当初は今回お示しをしております、第1段階、第2段階の方の料率がここでは0.50、0.70としておりますが、公費を投入することによって負担を下げることが法律上定められておりますが、それは消費税が10%になった時点ということございまして、本来ですと、第1段階は最初の想定では0.3、それから第2段階が0.5となる予定でございましたが、消費税がご承知のとおり8%で据え置きになりましたので、今回は第1段階を0.45にするということまでにとどまっております。今回、料率を0.5としておりますのは、国の政令がまだ公布されておられません。きょう時点の情報では、4月にずれ込むというようなこともお聞きしておりますので、条例上は0.5としておりますが、政令が出ましたら、0.45に条例改正を行う予定でございます。

あとは、第6段階以降の料率を上げるという形で整理をさせていただきました。これは、第5段階までの、いわゆる低所得者の方の料率ができるだけ上がらないようにという配慮をさせていただく上で、第6段階以降の料率を手直しさせていただいたということでございますが、ここに占める保険者数が全体の30%弱でございますので、この料率をいらいまして、大きな影響は出ないんですが、所得の多い方に何とか助けていただくということで、今回、料率をいらわしていただいたということでございます。

いずれにしても、負担が上がりますので大変申しわけないというふうに思いますが、介護保険を維持するためには、どうしてもこういったご理解をいただかんなんということによりよく

お願いいたします。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、心配しておりますのは2点ございまして、一つは、基金がもう底をつくという点につきまして、これは今後どういう町との関係で処置がされるかわかりませんが、このことについて、かなりな、これから、今まで積み立てとったんが一気になくなるというあたりで心配していかんのではないかなと思うんですが、ここのところどうでしょう。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） ただいまご指摘をいただきましたように、介護保険事業基金につきましては、平成26年度の当初では約7,000万円基金を持っておりましたが、この3月補正予算の段階で6,100万円の投入をしなければならないという見通しです。まだ、最終的な決算を打ってませんので、若干変動はあるかと思いますが。

ということで、今の見込みどおりでいきますと、基金額が約900万円ぐらいにしかないという状況でございます。これは、想定しておりましたよりも、この26年度になりまして、いわゆる居宅サービス、ホームヘルパーだとか、訪問看護、またデイサービス、そういったサービスの利用が伸びておるということでございまして、やすらの里を整備していただいた時点では、施設のほうにかなり多くの方が入所いただきましたので、居宅サービスのほうが若干空きぎみというふうに聞いておりましたが、ここに来て、かなり盛り返しをして、さらに上積みがあるというような状況でございますので、サービス利用がそういうことで伸びておるということによる影響だというふうに思っております。

基金については、基本的には保険料を上げないといいますが、下げるために活用すべしというのが介護保険事業基金の趣旨でございますので、できるだけ、基金については投入をしていくという考え方で、これまでから進めてまいりましたが、第6期につきましては、今申し上げましたような基金額になりますので、もう投入は断念をいたしまして、もしもの際の、ちょっと余裕ではありませんが、基金を持たせていただいております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） もう一つの、課長、心配は、いわゆる地域支援事業ですね。これをいろんな特例等も設けながら、いろいろ考えていただいておりますというふうに思うんですが、そのところの説明をお願いいたします。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

議案資料のナンバー2の右側に、地域支援事業費ということで、平成27、28、29年度の見込み額を入れております。平成27年、28年は6,200万円程度でございますが、平成29年になりまして、一気に1億1,100万円ということで見込み額を上げております。

条例の附則でうたっておりますように、本来ですと、平成27年の4月から、介護予防部分については総合事業のほうに移行するというのが法律上の定めでございますが、そういった準備が間に合わない、またそういったサービスが確保できない場合については、平成29年4月まで特例として期間を延ばすことができるということになっておりますので、当町は平成29年4月の選択をさせていただいたということでございます。そのことで、約5,000万円ほどは介護予

防分から地域支援事業分に移るという見込みでこの額を上げさせていただいておるといことです。

状況的には、新たなサービス開発をしていったり、また、現在、給付でお世話になっております介護予防分のいわゆる給付額を、事業所と調整をしたりという機関が必要になってまいります。そのことに対しましては、この4月から、協議体という、この総合事業に移行するための、いわゆる意見を聞く場として協議体を設けなければならないことになっておりますので、それを設置しまして、ここから2年の間に、スムーズなどいいますか、利用者にとって質の下がらない形でのサービス移行をどう考えていくかをご議論いただいたり、また意見をいただいたりということをしたいというふうに考えております。

1 4 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、議案第20号の質疑を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、議案第20号につきまして、1点質問をさせていただきたいと思いません。

資料ナンバー2、ページ数58ページですけれども、先ほど質問にも出ておりましたけれども、保険料基準額4,975円が、将来見通しということで5,850円と上がってくるということなんですけれども、これに対する保険料増加の抑制策というのは、何かお考えでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

この抑制策というのがなかなか難しいところがございます。保険料につきましては、いわゆるサービスの利用量に見合った給付費をはじき出しまして、それに対する保険料ということで算定をいたしますので、要するに、サービス利用量が減らない限り、保険料を下げるという行為は現実には難しいだろうというふうに思います。しかしながら、そのサービスを活用していただくことによって、住みなれた家庭だったり、地域、また尊厳のある生活を送っていただくことができるということと言えますと、今の利用量が極端に多いかといいますと、決してそこまでには至っていないだろうというふうに判断をしております。

今後必要なことは、やっぱり介護予防という観点を、本来なら重視をして、力を入れていく必要があるところがございますが、これも何度か議場の中でも申し上げておりますように、介護予防の観点が、若干、我々が意図するところと変わってくる現実がありますので、そのあたりをどう整備していくかということが今後の大きな課題になってくるのではないかなというふうに考えております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 実は、平均寿命と、それから健康寿命という考え方があるというふうに考えておるんですけれども、国が示しています平均寿命ということで、男性が80.52歳と、それから



健康寿命ということで79.02歳、これは男性です。女性は、86.98歳、それから健康寿命のほうが83.83歳ということであるんですけども、これが国の今の状況だというふうに示されておりますけれども、与謝野町の場合はどのぐらいの程度になっているんでしょう。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 健康寿命という観点があるということは承知しておりますが、与謝野町がどの水準にあるかについては、数字を持ち合わせておりませんのでお答えができませんが、実は、昨日、介護予防事業の一つとして、囲碁ボールという取り組みをさせていただいておりますが、その交流会がわーくばるのほうで行われまして、22チーム、110名の方がご参加いただいております。その大会の挨拶をということでさせていただいた中で、今と同じ、平均寿命と健康寿命のお話について私のほうからもさせていただきました。平均寿命と健康寿命の差ができるだけ小さくなる取り組みということが必要だと、そういった意味での介護予防事業というのは必須だということで、ご挨拶をさせていただいたところです。そういった観点で、今後もいろんな事業の取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 実は、その差というのが、健康寿命と、それから平均寿命との差というのが、いわゆる介護期間になってまいります。国のほうでは、男性の場合が1.5歳と、女性の場合は3.15歳というようなことがございまして、今、課長がおっしゃられるように、その健康寿命と平均寿命とを極力小さくすることによって、介護サービスを受けられる方々が減少すると。いわゆる健康寿命対策ということで、これ、福井県のほうも、平成22年ぐらいから取り組んでおられてまして、その差を少しでも縮めていこうということによりまして、極力、自分のことは自分でできる老人でありたいということで進めておられるんですが、いわゆる健康増進策ということで進めておられますが、当町におきましては、今度どのような考え方で進めていかれるかというのをちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

介護予防事業につきましては、福祉課だけではなくに、保健課も一緒に取り組みをさせていただいております。足から健康をつくるというようなところで、そういった取り組みも、保健課のほうで積極的に行っております。

また、今回、新年度予算のほうで、新たな取り組みとしまして、サロン事業の中に、仕事という観点も入れてみてはどうかということで提案をさせていただいております。体を動かすだけが介護予防ではなくに、そういった生きがいづくりとか、人と一緒に行動をとるとか、そういう触れ合いの時間だとか、そういったことも健康には大きく左右する要素だろうというふうに考えられますので、今までの固定概念にとらわれず、新たなそういった機会づくりというものを進めていきたいと思っておりますし、また、今朝ほどご質問でお答えしました、この4月から協議体を設置するわけですが、そこには各事業所さんとか、それからボランティアグループの皆さんとか、また社協、老人クラブ連合会、そういったところからも参画をいただいて、いろんな意見を聞く中で、新たな取り組みが行えるように努力していきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） ぜひ、健康を重視した施策を打っていただきたいというふうに思うわけですが、先ほど、健康寿命というのがまだ把握をされていないということであったんですけども、ぜひ、ここを把握していただきまして、その把握していただいた結果に基づいて、目標設定をしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 先ほど申し上げましたように、健康寿命という観点は非常に重要なものだというふうに思いますので、そういったことが算出できるように努力をしたいというふうに思います。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、目標設定をしていただきまして、極力、健康寿命と平均寿命が縮まるように、施策を打っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。  
以上、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。  
塩見議員。

10 番（塩見 晋） それでは、議案20号について、介護保険料金の値上げの件について質問いたします。

まず、最初に、今回、5期から6期に変わるについて、値上げがされます。875円ですね。5期の場合には、基金の繰り入れとか、それから京都府の介護保険の財政調整基金でしたか、何か、そっちのほうからの繰り入れとかいろいろとありまして、何とか抑えられてきたなというふうに思っておるんですが、それでも平成24年から平成26年の間には、給付費が1.8億円ほどふえています。また、6期の予定でも1.4億円ほどふえるようで。保険料が上がることによって、上がるんが大体8,500万円ほどでしたかね、今度、平成26年度と平成27年度の差が。そういうことを見ていくと、この3年間、この料金でいくとしたら、なかなか厳しいんではないかなと。先ほど健康寿命の話もありましたが、全体的には、やっぱり老人の数がふえてくるということが一番大きな問題があるというふうに思っております。そういう部分で、どういうふうに考えておられるのかということが質問したいのと。

もう一点、皆言いますが、今度、5期のスキームと6期のスキーム、ちょっと変わってきました、1号保険者の保険料の率が、今まで21%だったのが22%になって、2号保険者のほうがそれだけ減ると思うんですが、これは恐らく少子化の影響かなと思ったりというふうに私は見てるんですけども、課長は、そこら辺はどういうふうに見ておられますか。

何点か聞きましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

高齢者比率が、与謝野町も30%を超えまして、現在では32%台に入ろうという状況になっております。今後も、もうしばらくの間は、高齢者人口がふえていくだろうというふうに思います。

その中で、先ほど、小牧議員からもありましたように、いかに健康な高齢者をということが、この介護を受けなくてよいという状況の方をふやしていくかということが、やっぱり大事なことだろうというふうに思いますが、ただ一方では、高齢者の特性としましては、きのうまではお元

気でおいでになっていた方が、次の日には、例えば脳梗塞だとか、転倒されて骨折されてとかいうような、そういった不慮の事態ということも起きやすい年齢層でございますので、サービスも一定量の確保がやはり必要になってくるだろうというふうに思います。

そういったことで、保険料だけを見ると、やはり毎回、毎回上がりますので、この負担が安いとは決して私は言えないというふうに思ってますし、年額でこの基準の第5段階でも、もう7万円という金額が、国民年金でいえば、1カ月分が全部保険料で消えてしまうという状況でありますので、ここが、これ以上負担ができる範囲になってくるのかどうかというのが大きな課題だというふうに思ってます。

その中で、今回、第1号被保険者の負担割合が21%から22%に上がります。これは、平成12年度に介護保険法ができて、そのときには確か17%からスタートをしたと思います。3年に1度の見直しのたびに1%ずつ上昇しております。これは、高齢者の人口割合がふえておるといって、高齢者の方にも負担をしていただくというところで、毎回率が上がってきておるといって思っています。

この負担割合についても、先ほど申し上げましたように、このまま毎回上げ続けることが実際できるんだろうかということだと思いますと、もうかなり限界に来ておるのではないかなというふうに思われますので、制度的には、介護保険制度というのは決して悪い制度だとは思ってないんですが、ただ負担ということ考えると、そろそろ大きな見直しがないと難しい、運営が難しい保険制度になってきておるのではないかなというふうに思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） だんだん老人がふえて、若い人が少なくなってくる中で、どうしても介護していただかなければならないという状況になる人がふえてくる。もう、これ当然のことで、こうして上がっていくということは仕方がないといっても、この保険料を年金から、1号保険は天引きされますので、これがやっぱりもろに、何か、このもらう額が減るということで、どうしても抵抗感が大きいということで、そこら辺を心配しておるんですけども。

一つ、お尋ねするんですが、第5期の介護保険のときに、京都府の財政調整基金だか、何かありまして、60億円以上のお金がたまって、会計検査院のほうから需要以上のものを持ってても仕方ないんで、何とか、それはまた拠出者に返還するようなという指令があって、確か30億円ほどは京都府で、それぞれの団体に返されたと思うんですけども、まだ30億円近くは大体残っているような雰囲気なんですけれども、これが返ってくるというような期待は無理ですか。

まだ、仮に、町の今のこのスキームが赤字になった場合は、またそこから借り入れしたりせんなんて、最低限のお金は京都府の基金にもいると思うんですけども、そういうもんでもないと、なかなか、もう今の料金そのままいいたら、最後は借り入れをその基金からせんなんようになる。基金から借り入れをすると、今度は7期目に、またそれを返さんなんという悪循環になるんで、そこら辺をどうしたもんかなというふうにちょっと心配しているわけですけども。町の基金も、もうこれでなくなってきましたし、そこら辺はどのように考えておられますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今ご紹介いただきました財政安定化基金というのを京都府のほうに積んでいただいております。これは、国、府、市町村で、3分の1ずつ負担して積み立てるということになっ

ておりますが、前回、ご紹介のとおり、ちょっと基金がたまり過ぎておるとのことのご指摘があって、それを保険料を下げるための財源として、いわゆる還付しましよみたいな形で投入がございました。今回は、その予定は今のところ全くないということでございますし、それから、本来は積み立てを継続されるべきなんですが、基金が余りにもたくさんあるものですから、積み立てもストップしておるような状況でございますので、この先をにらんだときには、何回もこういったことがあるというふうには理解をしておりません。

それから、町の介護保険事業基金につきましても、午前中にもご説明申し上げましたように、これまで、できるだけ保険料のアップを抑えるために、基金を積極的に投入するというところでこれまでやってきました。その結果として、今回、基金がもうあとわずかになってきたという状況でございます。

今回、3年間の給付見込みを立てて、保険料額を算定したわけですが、実際には3年間見通すというのは非常に難しい作業でして、なかなか明確に給付額が相当額として上がっているかどうかということになると、実際にはなかなか難しいところがあります。そういった中でも、この合併してから9年間、幸い赤字にならず、何とか基金の範囲内でやってこれましたので、この第6期も何とかそういう形で進んでほしいなというふうには思っておりますが、こればかりは、先ほど言いました高齢者の特性上からいっても、急に給付が上がる場合もあり得ますので、楽観視は全くできないというふうに思ってます。そのあたりを十分見きわめながら運営をしていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 今、課長おっしゃいましたように、確かに、限られた財源の中で、何とかやりくりをやってもらうということは、非常にご苦労なことだとは思いますが、我々も、またこれにいつ頼らんなんことが起きるかわからんという状況にもありますので、ぜひ、うまいことやってほしいなというふうに思ってます。

それから、この値上げとはちょっと違うんですが、特養の入所基準を要介護3以上にするというような話があって、耳にしとるんですけども、特例的に入所が認められる場合もあるとかいうようなことも書いてありましたけれども、これはいつごろから、こういう形になるんでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをします。

これは、平成27年4月1日から、そのようになる予定になっております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうすると、もう間もなくなんですが、先ほど言いましたように、特例的に入所が認められる場合というのは、どういう場合でしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） ちょっと資料を持って上がるのを忘れまして、正確なことが申し上げられませんが、基本的には、サービス調整会議というのがございまして、その中で、特に、介護度は低いんだけど、家庭での生活を送るのには大きな支障があるということが認定できましたら、行政サイドと相談をした結果、認めることができるということでございますので、特に、要介護

2だから、例えば、認知症なんかで言いますと、介護度が低いから介護に手間がかからないということではなしに、逆に、動きが激しいという場合もあり得ますので、そういったことを勘案して、家庭での生活を送るのが非常に、ご本人にとって不利益だということが判断できましたら、入所を認めることができるというふうになっておったというふうに記憶しております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、ケース・バイ・ケースで、特例的に入れるようにもなるということで、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。  
伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、何人かから質問が出たところですが、ちょっと重複する部分もあるかと思えますけれども聞かせていただきたいと思っています。

今回は、介護制度そのものも変わったということで、これが地方にどういう形になるのかというあたりを第一に取り上げていきたいと思っています。

一つは、政府のこの間の介護保険の予算について、いわゆる高齢化がどんどん進むわけですから、自然増、一般的に言われている問題に対して、政府の対応は、基本的にその自然増の分まで削減するというのが、今の安倍さんの予算に対する姿勢のようです。そのために、いろんな諸矛盾が起きてきたということです。

一つ目は、全国の事業所が非常に取り組んでいる中で、介護報酬全体が、結論的に言いますね、2.27%マイナスということが結果的に出てきているということです。このことで、現場では非常にいろんな、全国的にも意見が出されて、施設の中の連絡会といいますか、そういう団体でも、これではやっていけないという声が非常に上がっているということです。

町内の中でも、やっぱりその話は、この間、ある職員の方から、そういう立ち話でしたけれども、いろんな話を聞かせていただいたんですけど、非常に事業所の経営自身がやっていけない。簡単に言いますと、僕らもたくさん知っているわけじゃないんですが、例えば、職員の人件費を保障せよということで、国は言ったけれども、そのこともまともにせずに、あんな形で報酬自身を減らされると、いわゆる事業経営そのものがどうなるんだと。結局、職員も、それから一定の介護職と言われている人以外にだって、看護職やいろいろありますので、そういうバランスはどうするんだというようなこともやっぱり言っておられました。

この点で、課長が、どういう今の町内の施設の意見をお聞きになっているかをお聞かせ願えたらと思っています。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

ただいま伊藤議員のほうからありましたように、介護報酬の見直しが行われまして、平均で2.27%の減ということでなっております。業種でいうと、5%近くカットになった、また、例えば、特別養護老人ホームなんかそういう部類に入るだろうというふうに思いますが、かなり大きな報酬改定になっておるといってございまして。町内の事業所さんからも、特に、特別養護老人ホーム、またデイサービスセンターを主に経営されておるところにとりましては、この報酬改定は大きな痛手だというふうにお伺いをしておりまして、一方で、職員さんの処遇改善と

ということで、給料が上がるようにという手配も一方ではされてはいるんですが、結果的には、この報酬改定のマイナス分がそれを食ってしまって、給料の値上げまでにはなかなか到達できないと。

それから、介護職に限って、いわゆる報酬改定、賃金改定ができるような仕組みにしておりますので、その施設内には、看護師さんがおいでたり、ケアマネジャーさんがおいでたり、また事務員さんもおいでます。会社経営的に考えると、一部の方だけの給料を上げるということは、やはり難しいというふうな判断が強くありますので、結果的には、もうこの処遇改善分はあってないようなものだという意見が強く耳に入ってきておるのが現状であります。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これは、国会での答弁の中で、首相自身が言っていることなんですけれど、介護施設の収支差率は、いわゆる利益率のようなんですけれども、良好だから報酬削減にも耐えられることができる、こういう首相の見解です。けれども、ここでおもしろい現象なんですけれど、自民党の国会議員さんはこういうことを書いているんですよ、ブログの中で。社会福祉法人のもうかり過ぎだということで、ペナルティーをかけるほど愚かな行為はないと、閉鎖する法人が急増すると、介護崩壊を招くということ、これ、自民党の参議院の国会議員が言っているんですね。だから、これはもう当たっているんです。我々がいろんな話を聞いていると、課長の答弁でもそうでしたが、こういう、本当にちょっとひどいことを今やられているという感じがいたします。

特に、やっぱり、気力といいますか、現場の気力も非常に大変になってきておる。これは、次の働く方々のこともちょっと触れないかと思っているんですが。幾つか非常に、時間がありませんから取り上げませんが、大変な事業所の運営になるということで、半ば介護崩壊の始まりがあるんじゃないかと思っています。

それで、もう一つは、働く人がどうなのかという問題についてお伺いしたいと思っております。今、いろんなデータは、課長もいろいろと目を通しておられると思うんですが、今の一般の産業全体の月の収入と、それから介護職の方の収入、どうなっているか、大体わかっていたら、概要でも結構ですけれど、いや、細かい金額は要りませんが。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

ちょっと数字を記憶するのが苦手なもので、数字はちょっと覚えていないんですが、介護職と一般の業務の方の給料の差はかなりあるということは、もうここ数年来言われ続けておることだというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それは、ちょっと、ずっと団体の働く組織の労働組合関係でしょうが、そのデータでは、全労働者の平均でいえば、29万7,700円だと、月平均。しかし、介護の正職員ですよ、正規の職員の平均賃金は20万7,000円、だから約9万円の差があるんですね。だから、こんな差がついていると。僕も知らなかったんですけども、非常に低い水準だということですね。ですから、それがモチベーションといいますか、気迫、気力を非常になえさせている現象も、いろんなアンケートの中に出てきています。それどころか、あの仕事、介護の仕事というのは、非常にハードで、体力勝負のところもあって、非常に肩こりどころか、腰痛はもう6割

を超しているとかいう、いろんな指標が出ていますので、ぜひ、課長もよく精通されて、対応に生かしていただきたいなと思っています。

それから、次に、時間がありませんから、三つ目の問題です。

これは、今が、団塊世代も含めて、もう高齢化のあれがピークにそろそろ差しかかる時期なんですね。このもとで、私は、介護分野も大きな変化が起きてくるのではないかというふうに思っているんですが、その点、お気づきでしたら。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） いわゆる高齢者人口のピークが近くにあるという中で、それとあわせて、全人口の減少も同時に起きてくるということだろうというふうに思いますが、高齢者が仮に減少していくという段階になりますと、今あるサービスが過剰になることも一つ考えられるというふうには思いますが、まだ、そこまで私は見通せておりませんので、もし、伊藤議員が何かお気づきの点がありましたら、レクチャーいただけたらというふうに思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 申しわけないけれど、今は時間がないので言えませんが、またします。

次の質問をします。

一つは、今述べてきたようなことも含めてですけれども、小泉さんが政権をとっていた時期ですから、もう10年以上になるんですけれども、そのころに、今の話も含めてなんですけれども、構造改革で報酬引き下げをやって、医療の崩壊いう、中小の病院や、いわゆるいろんな公立病院なんかも含めて撤退をすると、統合するということが起こって、医療の崩壊だということが言われました。これが、今度再来するのではないかということまで懸念されています。これは現場の方々の声です。そういう意味では、非常に国ももっと大胆な発想があると。小泉さんのときに起きた結果、09年の2月には、麻生大臣が、当時の、限界に来ていると、この事態はということで決断をされたんですね。それで、転換しないかんといいことを言い出したんですね。これは前向きですよ。しかし、今のことを、安倍さんが同じパターンで介護もやろうとしているところが、私は非常に重大だと思っているんです。特に意見は求めませんけれども、そのことを踏まえておいてほしいと思います。

次に、一つは、これは簡単に説明して、あれします。

新年度の8月以降になると思うんですが、利用料そのものが、所得に応じて1割から2割にアップするという問題が法改正の中で出てきそうなんですね。これは、どう考えるかということ。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをします。

今ございましたように、平成27年8月から、一定所得以上の方については、現在の1割負担から2割負担へととなります。これについてどうかということですが、基本的には一律の負担というのが好ましいだろうというふうには思いますが、こういった状況に介護保険そのものがなってきておりますので、負担がお願いできる方については一定額の負担をお願いせざるを得ない、そういう状況になってきたのではないかなというふうに感じております。

この部分だけではなしに、補足給付ということで、今、特養等ご利用いただいた場合は、食費だとか、居室料の減額のための補足給付を行っておりますが、これにつきましても、預貯金等が

単身で1,000万円を超える方、また夫婦で2,000万円を超える方については、この見直しを行うというようなことも出ておりますので、一定、高額所得者と思われる方については負担を求めていくんだという姿勢が今回出たのではないかなというふうに、これは感想的な思いですが、おります。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が心配していることは、今、高額だと言っているけれども、彼らの審議会の中で出ているのは、いろんな分野で言っていますけれども、小さく産んで大きく育てるというんですよ、彼ら流ですよ。ということは、いずれ所得制限もどんどん下がってきて、ほとんどが対象になってくるということが、今の制度でいうたら、そういう可能性が出てくるわけで、ここも市町村の負担は大変になってくるということを指摘しておきたいと思います。

時間がありません。第2回にまた、済みませんね。

ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 済みませんね。できるだけ要点だけ述べるようにします。

2回目の質問は、先ほどの続きなんですけれども、町の担当課をはじめ、皆さんには非常にご苦労になって、非常に、国が先ほど言ったような、どんどん変わる。それもいいほうにじゃなくて、どんどん負担がふえる。自治体も含めて、それから利用者も含めて、どんどん負担が変わってくると、押しつけられてくるという中で、それも大義がないですね。お金がないなんていうことを言っていますけれど、お金がないことないんですよ。言い出したら切り、また伊藤さん言うから、あれだけ、しますけれど、国には大きな無駄遣いがある、これだけは言っておきたいと思うんです。今度の予算なんかでも、本当に、また、これは新年度予算の中でも触れたいと思っているんですけれども、それは一点だけ言っておきます、たくさんありませんけれど。今度の予算は、8%増税になってから、もう全面的に満額になりますよね。去年は満額じゃなかった、途中ですからね。ですから、そうすると、言うたら、1兆7,000億円ふえているんです。消費税の分だけで。一方で、どういうことをしているかという、法人実効税率そのものを2年間で3.29%引き下げるんですよ。この対象は、多くは285兆円という莫大な大もうけをしている企業に法人税率の引き下げをするんですよ。おかしいと思いませんか。だから、私は、ここに無駄遣いの一つがあるということを指摘しておきたいと思っています。

それで、次に移りますが、今度は保険料の分野で質問します。

これは、ページは57、58ページのところで、資料ナンバー2で出ているところです。

私、たくさん時間をとりたくないんで要約しますけれども、この所得ランク、段階が11段階に、この町独自で五つぐらいでしたか、の分が広げて、それで、階層別に、できるだけ負担の高い人にはしてもらおうという努力はされているんです。それはよくわかっているんですが、一つ一つ聞きますね。

まず、料率の場合、法的な根拠というか、規制はどうなっているんでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。



法的には、いわゆる標準であります、今回ですと第5段階の1.0までは、国が示す料率の中で整備をします。あとの部分については、町の独自判断を入れてもいいということになっておりますので。

7 番（伊藤幸男） 高い部分ですか。

福祉課長（浪江昭人） 高い部分については、はい。標準の1.0のところまでは国のほうの政令に基づく部分になります。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうなりますと、例えば、この料率を、今回の場合ですと、いろんな、先ほど説明がございましたけれども、6期の分ですよ。いろんな、先ほどの答弁の中でありましたが、ここでは0.5になっていますよね。0.5を、例えば、0.1にするとかいうことは可能だと。例えば、上が3、4にするということも可能だという理解をしてよろしいか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

政令から大きく外れないということが条件にはなってきますし、それから、ここの範囲で町の独自性を出しますと、国の基準とは違いますので、町の負担がその分はふえてくるというふうに考えていかなければなりませんので、ここは余り大きくさわるといことは基本的にはいたしませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思えます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと、例えばの話で、これは別に本音がそうあるわけじゃないんだけれども、ちょっと、庶民の方というか、利用されている、あるいは払っている方々の声を聞いていると、私のところの所得よりも、明らかに2倍、3倍以上の収入、所得がある人が、どうしてそんなに差がないのという声が、この間でも3人ほどから聞いたんですよ。相談の中でわかったんですけど。それって、例えば、今だったら、せいぜい平均からいえば、倍ですよ。それから、平均からいえば、ずっと減額しても2分の1ですよ。この幅をもっと、例えば、所得の比例した形で、収入に比例した形で再検討することはできないのか。結論からいうと、例えば、所得が80万円であれば、例えば、今だったら、ここに出てるんで500万円以上だとすると、5倍や6倍じゃないですよ。そこまでいなくても、そういう方向に持っていくことは可能なんではないんですか。どうでしょう。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 例えばですが、第1段階の方の年額が3万5,100円ということになっています。それから、一番高い11階層の方が14万4,000円、これは保険料で比較しますと4倍の額になりますので、ほぼ所得と比例した形で料額は決められておるのではないかとこのように私どもは判断をさせていただいております。

確かに、いわゆる500万円を超える所得の方が、相当数おいでになりますと、これ、保険料にかなり影響があるんですが、現実的には60名程度の方しかおいでになりませんので、ここの料率を幾ら上げても、全体的にそれほど大きな減額には残念ながらなりませんので、逆に上げ過ぎますと、ここの階層の方だけが異常に高いという形にもなりかねませんので、今回設定しました料率がパーフェクトとは言えませんが、大体、今の与謝野町の所得状況から見たら、妥当な線

ではないかなというふうに判断をさせていただいております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それは課長のご意見として伺っておきますが、そういうことも含めて、今、国が削って、削ってきている。それから、料金を独自に決めることはできない。そういう制約がありますよね。今の、いわゆる介護保険会計の今の保険料の算出のシステムにしても、全て国の手元で全部コントロールできる、こういう事態になっていると。これは、地方自治の第一歩だなんてね、登場した制度なんですけれども、全くそうっていない。国の管理下に全部置かれていると、その中でばんそうこうの張り合いをするという程度ですから、本当に、担当課としては、こういうひどい意見や、いろいろいろいろな意見がまともに出てくるんで大変だと思うんですけども、自治体としての努力は、やっぱりさっき言ったようなことも含めて、やっぱりもっともっと、それは与えられた中なんだけれども、しかし、全く払う能力が本当に限界にかけとる人らもたくさんおるわけで、その点は十分検討していただきたいなというふうに思っています。

そこで、近隣の比較なんですけど、この点はどういうことになっていますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

まず、速報値でございますが、全国の平均が今回5,550円程度になるのではないかとというのが、2月の時点ぐらいでしたが、発表がございました。それと比較しますと、与謝野町は高いということにはなります。

それから、近隣2市1町のほうに問い合わせをさせていただいておりますが、与謝野町より高くなるという見込みの市が一つ、それから、あとの1市1町は、与謝野町より基準額が低くなるというふうにお伺いしておりますが、まだ保険料額そのものが公表にはなっておりませんので、ちょっと数字についてはきょうはご紹介できませんけれども、そういった状況にあるということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほどから、保険料について、ずっと質問をしているんですが、高齢化も非常に高くなってきて、どんどん対象者もふえる、人口もふえるということになるんですが、非常に財政が苦しい中で、一般会計からの介護保険会計への繰り入れの問題です。これは、課長もよくご存じのように、委員会でもちょっとお話をしたと思うんですが、禁止されていると、基本的にね、けれども、この間、国会の答弁を聞いていますと、やりとりを聞いていますと、絶対だめというふうには言わぬのですね。言ってない。そしたら、地方自治体で、ずっと調べたところ、既にそういうことをやっているところがあるんですね。もう、これ以上やっていけんと。それは、先ほど言った、システムがそういう事態に追い込まれた自治体ですよ。こんなもんで、保険料を、もう年寄りどころか、もうひどなっちゃうと、実年齢だって怒っちゃうということもあって、介護保険制度そのものに一般会計からの繰り入れを始めたという話が出てます。

私は、そのこともね、今回どうするか別にして、そういう判断もやっぱりやらなあかんとこに来ていないかと。私は、額そのものが、5,850円ですか、いうことになっているけれども、これは、僕はもう限界を過ぎているというのが僕の判断です。それは、これだけでないですからね。国保料もある。それから、後期高齢者もある。こういう中で、大変だと思うので、

私は一般会計からの繰り入れも考えるべきだというふうに思うんですが、町長の見解をお聞きしておきたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 結論から申し上げますと、非常に難しい状況であるというところでございます。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 町長の答弁はすごくわかりやすい答弁でした、今回は、以前の答弁と違って、難しい、すかっと言ってくれる。こういう答弁をほかの議案でも、難しいのと違うのを言っていただけだと僕もよく理解できるんです。

それでは、時間がありませんから、これは、私は制度としては、繰り入れは基本的に難しくてもやっぱり考えていく必要があると。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 一般会計からの繰り入れの件でございますが、先ほど議員もおっしゃいましたように、介護保険制度創設時点から、法定外繰り入れは認められないということとなっております。幸い、これまで、新町になりましてから赤字になっておりませんので、そういった行為を行わずに済んでおるんですが、やっぱり、引き続きそのルールは私は守るべきだろうというふうには思っております。ただ、今後の財政状況によっては、こう言うておりましても、どうしてもという場合もあり得るかもわかりませんが、基本的にはその法律どおりの運用をしていくことが必要だというふうに思ってます。

先ほどご紹介のあった、全国的にそういったことが起きておるということですが、京都府下でも、そういった話は聞いたことはあります。ただ、私が聞いておる範囲は、いわゆる一般会計からの借入れ的な方法だということで、繰り入れて終わりという話ではないというふうに伺っておりますので、そういったルールが正しいのかどうかは、私にはちょっとわかりませんが、そういったやり方をされておる自治体もあるということは承知しておりますが、大変、今、財政状況が厳しい中でありまして、特別会計内で何とか収支が合わせられるように努力するのが一番肝心だというふうには思っておりますので、何とかこの形を続けたいというふうには思っておりますが、一方では先ほど言いましたように、今後どうということが起きるかわかりませんので、絶対ということはなかなか申し上げにくいんですけども、そういうふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後に、もう一点だけ、大事な地域支援事業の関係でしたいと思います。時間がありませんから、課長、現在と今後、どう変わっていくのかという。先ほど、勢旗さんの答弁では平成29年ぐらいと、委員会の説明でもありましたけれども、その段階で、どの制度のところがどう変わるかという点を、私は非常に憤慨しているんですけど、この制度も、自治体いじめどころか、利用者の介護制度そのものの根幹にかかわる考え方が欠落しておるというふうに思いますが、どうなっているかというのを教えていただけたらと思います。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 介護予防事業の地域支援事業への移行の件につきましては、これまでも何度かご説明をさせていただいておりますが、現在は介護予防給付ということで、例えば、デイサービスのご利用の方等については給付費で見えておりました。ということで、特に、予算上は天井がない

と、粗い言い方をしますと天井がないという形で、必要量に応じて給付がされたということですが、地域支援事業に移行されますと、その天井ができるということになります。その点でいいますと、今後、先ほど小牧議員等のご質問にお答えしてまいりましたが、介護予防に力を入れることが必要だという時期に、いわゆる天井ができますので、それが今までと同じようにサービス提供がしていけるのかというところに、大きな課題が今回出ているということでございます。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう、私も終わりますが、今度の、最後の質問に対して、今、課長に説明していただいたのは、介護制度の始まったときの、介護をみんなで助け合って、介護予防も含めて頑張ろうという制度なんですよ。それを今度は、政府は軽度の人らを投げ捨てたと。ここが全く、私は介護に対する哲学が全く放棄されているということ、私は非常に強く憤りを感じています。そのもとで、特に、その結果、今、6期を迎えて、介護保険料が本当に高くなっているということは、やっぱり利用者の方というか、だけじゃなくて、住民自身が、負担が非常に限界が来ているという声がありますので、私は非常に異論を持って見えています。ぜひ、そういうことを、軽減に努力されるよう期待をしています。

終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第20号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第21号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、議案第21号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について質問します。

昨年9月議会において、老人医療費助成制度の廃止が検討されているのではないかという一般質問を行いました。その時点では、京都府からも、近隣市町村からも、廃止ということは聞いて

ていないという答弁をいただきました。あれから6カ月しかたちませんが、今回の条例は、一部改正というのは、65歳から70歳未満の方の窓口負担が1割から3割に変わるということでしょうか。資料を読んでみるのですが、よくわからないところがあります。これは、それと、マル老廃止ということでしょうか。その辺を詳しくお聞きします。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

今回の改正点は2点ございます。

1点は、病院での窓口負担が、現行1割が2割に変わります。これは4月1日からです。全員ということです。

もう一点は、老人医療助成制度に該当する要件、これが以前ですと、まず60歳以上の方だけで世帯が構成されている方、それからそれ以外の世帯で構成されている方と、二つ認定要件がございまして、60歳以上だけで世帯構成をされている方につきましては、所得基準がございまして、その所得基準内であれば該当すると、それから60歳未満の方と同居をされている世帯の方、例えば、息子さんがいらっしゃるとか、そういうケースですね、その場合ですと、所得税非課税世帯であれば該当するというものでございました。これを今回から、この部分を所得税非課税世帯全員一本化をするということでございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

- 1 番（高岡伸明） 老人医療助成制度の見直しに関しては、昨年8月8日に、高齢者医療にかかわる懇談会が開かれたとお聞きしています。その結果、今日の改正になっていると思うのですが、その際、近隣市町村に意見を聞きながら、年内に見直し案をまとめるということでした。この与謝野町にも意見の打診があったのか、またあったのであれば、どのような意見を述べられたのか、お聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

平成26年度中に京都府のほうから、市町村の意見を聞きながら見直し案を検討したいというのを平成26年当初から聞いておりまして、市町村の意見を聞く場というのが、府内8市町村をピックアップされまして、その8市町村と京都府で取りまとめ案を作成したということで、与謝野町についても書面で取りまとめ、3パターンほどあったんですが、その中でどれがいいですかというようなことで、意見照会が来ました。そのときに、この中であれば、これということで回答はさせていただいたんですが、与謝野町としては、これを丸々オーケーという意見ではなしに、与謝野町としての意見はつけ加えて、回答はさせていただきました。

その後、12月25日ですが、京都府の担当課長のほうから、今回条例を提案させていただいておる内容で決まりましたということで、同意をいただけんかというお電話をいただきました。そのときにも、書面で回答させてもらった同等の内容を強く意見を述べさせていただいたんですが、ほかの市町村さん方の同意も得られとる中で、与謝野町だけ1人反対しとって通らなんだということでございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

- 1 番（高岡伸明） わかりました。

私の理解では、蜷川府政のころから、全国に先駆けて、老人医療費の無料化というのがされてきたと聞いています。蜷川時代が終わり、自民党の知事になり、国の言うがままに後退をしています。しかし、京都府民の世論に押されて、老人医療費、マル老、この制度が今日まで軽減措置が続いてきているわけです。

今回の改正は、これらの制度を壊すことになると思います。消費税が8%に上がったにもかかわらず、それだけでなく、収入の少ない高齢者が多い中、この改正は高齢者の方々の負担が多くなるばかりで、賛成できるものではありませんが、町としてはどのように判断されているでしょうか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

町の財政としましては、1割から2割に負担が上がるということで、持ち出しが少なくなるということで、財政面としてはありがたいことではあるんですが、実際に医療を受けられる方の立場に立ちますと、やっぱり負担が倍になってしまいますので、その辺でもう少し配慮を京都府さん、いただけるとありがたかったなという思いはあります。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） どうもありがとうございました。

終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第21号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第21号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第22号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第10 議案第23号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第23号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第23号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決することに決定しました。  
ここで、2時50分まで休憩します。

(休憩 午後 2時38分)

(再開 午後 2時51分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。  
次に、日程第11 議案第24号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
高岡議員。

1 番(高岡伸明) それでは、ページ50ページ、与謝野町クラフトビール醸造事業について質問します。  
先日の全協の際、町長の答弁では、ホップの栽培は入り口であり、出口としてクラフトビールの醸造があるという答弁でありました。その点については、家城議員の質問では、町長は、ホップの栽培は農業政策だという答弁もありました。京都祐喜という会社は、1キログラム

2,000円で買い取りをしていただく、ただ2,000円に関しては、そのときの相場により、またホップのでき次第では変動があるということであったと思っています。また、3ヘクタールの農地に3年間試験栽培をするということでしたが、この理解でよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。

与謝野クラフトビール醸造事業につきましては、目的は、政策等形成過程の説明資料にありますように、与謝野ブランド戦略のものづくり産業の強化の一プロジェクトとして、京の豆っ子米、大豆、京野菜に加えて、新たな与謝野産業、与謝野産農業ブランドの確立のため、町内でのクラフトビール醸造を見据えたホップの試験栽培を実施するというものでございます。この政策名の事業名にありますように、クラフトビール醸造事業、これを一つの点、またホップをつくる、これも一つの点、これを線で結ぶというようなイメージかというふうに思っております。

今回の3月定例会におきましての補正予算につきましては、農業振興費に計上しておることですので、ホップの栽培、この部分については農業振興、これが主になるというふうに認識をいたしております。また、ホップの試験栽培でございますが、やはりホップはなかなか気候に左右されるということで、まだ未知数の部分が多いということでございます。でありますので、試験栽培からまず始めるということでございます。少なくとも、3年ほどはかかるというふうに見込んでおりますので、その間は一定、試験を少なくともしていくということでございますし、収穫されましたホップにつきましては、一定、販路も見据えながら、この計画を立てておりますけれども、あくまで、やはり経済行為ということが基本でありますので、なかなか今からそういう価格等が担保されておることではないと、緊張感を持った栽培がいるということでございます。また、試験圃場は、3反、3,000平米でございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 済みません。3ヘクタールと間違っていました。3反ということで。

そうしますと、1反でしょうか、300坪でしょうか。それで150キログラムのホップの収穫を見込み、1キロ当たり2,000円で買い取ってもらおうと。これで、1反、30万円の収益が上がると、このような見込みがなされているようですが、この見込みどおりになれば、ビールの醸造はできるということでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） この1反から150キロ、少なくともこのキロ数、またその品質が、2,000円で購入の価値があるという品質のものでありましたら、一定、ビールの原料になるというふうに見込んでおります。

この醸造ということにつきましても、いろいろな手法があると思っております、やはり従来型の、そういった町が主導となって箱物をつくるといったようなことは念頭には置いてはおりません。いわゆる民間の活力を促すといった部分を前面に出していきたいというふうに思っております。一つは、民間活力によりまして、機械を新規に民間の手により整備をすると、そういった事業化、また一つは、ビールの醸造自体を他のビールの醸造業者に委託すると、そうして与謝野産のホップを使ったビール事業、これを進める。それが、そういう手法。また、既存の酒蔵が町内にもありますので、そこで新しい事業として取り入れていただくと、そういったようなことが手



法としてあるということは、今のところ念頭に置いておるということでございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 私は、農業政策として、ホップの栽培というのはよいのではないかと考えています。

それで、試験栽培の期間が3年というふうになっていますが、それは何か理由がありますでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） このホップにつきましては、日本でも生産はなされておりますけれども、なかなか生産の方法、この情報が明らかになっていない作物であるという点がございます。ですから、生産の方法から模索しながら進めていく必要があるということと、先ほども申し上げましたとおり、ホップ自体が気候に左右されるという点が大きいことがありますので、その辺を見きわめるというところでは、一定、少なくとも3年は必要であるというふうに認識をしております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 今、課長の答弁にもありましたけれども、ホップは病気に弱く、栽培が大変難しい作物だということは聞いております。また、多くが、大体が気温の低い地域での栽培がほとんどで、この地域での栽培というのは大変難しいと思われまして。私が思うには、3年ぐらいの試験栽培で結果を判断するのは、問題があるのではないかと考えています。もし、この3年間の試験栽培の結果が、よい結果が出なかったというか、成功しなかったという場合は、今後はどのようなになりますか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） やはり、結果が出ないということについては想定はしておるということでございますけれども、その際の判断につきましては、やはり合わなかったんだというような判断もせざるを得ないということであろうと考えております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 3年間の努力が無駄にならないようにしていただきたいと、私は思うわけですが、

今回は、地方創生がらみの補助金があり、財源的に保障されているということですが、ビールをつくるとなると、その財源見通しはどうなるのか、極めて困難な事業となるのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） まず最初に、3年試験をする、それが無駄になるか、ならないかという点でございますけれども、やはり、このホップを選択した大きな理由には、やはり今の米価の下落ということがございます。平成30年には、生産調整が一定、廃止をされて、またTPPで、外国からの輸入米もふえるのではないかとというような、今、懸念がされておる中で、今、試算をされておりますのは、お米でしたら、外国産が今のシェアの3割を占めるであろうということ、また、その3割を占めた、なおかつ価格も26%下がるのではないかとというようなことが試算で上げられております。そういった農業の環境の中で、やはりお米を、ここは水稻が主の産地でありますので、お米を守るという点からも、中山間地の農地につきましては、そういった新しい作物を模索

していくということは、これはもう今、喫緊の課題であるということでございます。

また、ホップという作物が成功する、成功しないということだけで終わらせるということではなくて、こういった新しい農業の歩みを始めるということが、農家にとりましては、一定、起爆剤といえますか、ということを与えておるといことは実感しております。もう既に、この地方創生の議論を農家ともしてまいる中では、そのかかわっておられました農家の方で、新たに自身で会社を立ち上げて、またホップではございませんけれども、違います作物、もう一つ、また別の作物を振興していくんだというようなことで、平行して事業を進められております。これは、やはり繰り返しになりますけれども、やっぱりホップというような新しい産業づくり、これに一定、踏み出すということが、そういった流れを起こしておるといふふうに認識しております。

それから、またビール醸造事業でございますけれども、この財源といえますのは、6次産業化等をにらみますと、一定、また今までの経験からいきますと、また道はあるのかなと思っておりますが、ただ一つだけ言えますのは、このビール醸造事業を展開される事業主体を、それはそれでまた育てるといえますか、芽を起こすということが同時に必要なことであろうかというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、町が、いわゆる、そういった箱物を整備してというようなことではない手法で進めるということでございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） ホップの栽培、そういう農業政策としてされるということに関しては、私は、米の値段が下がっているとか、そういう対策の一環としてやられるというのは、非常に私はいいことだと思います。

ただ、先ほども述べたんですが、3年間の試験栽培で余りいい結果が出ないということで、すぐに諦めるのではなく、せっかく3年間やったのだから、もう少しそれを成功に近づけてやっていただきたいというのが思いです。

また、それと、ビールの醸造までやるとなると、将来的に見通しが、財源の見通し、そういうものが確保されているのかといえますと、大きな不安があると私は思うんですが、その辺についてはどのように。お金がかからない、箱物をつくったりするんじゃないかと、第三者に任せてやるというようなことは、今、答弁を聞いたんですが、それでもかかると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） まず、3年で一定の判断はせざるを得ないときが来るということは申し上げましたけれども、決して諦めるということではございません。現在、本町では、白大豆が京都府下で一番の産地となっております。この白大豆につきましても、同様の経過で導入をいたしました。これは、売れる米づくりということで、それと変わって、また転作対応ということで、土地を利用する作物で導入いたしました。この大豆につきましても、初年度は収穫はゼロでございましたけれども、やはり5年、6年とたつに従って、この日本海、山陰側では、考えられないような収量をとるといふような、コンスタントにとるといふような産地にも成長してまいりましたし、やはり、そこに携わってこられた農家は、今度のまたホップにも携わられるということでございますので、やはり諦めずに、農業振興については進めていくということでございます。

それから、またビール醸造につきましても、財源というようなことを、やはり従来型で、町の

ほうがそれを一定、用意する、用意されたもので事業をしていくということではないんだろうというふうに思っております。やはり、ビール醸造、クラフトビールというのが、今第二のブームということで、また新聞にも多く出るようになってまいりました。そういったことからいたしますと、やはり、そういった状況を、またどう捉えて事業をされるかというような、やはり事業体を育てるといような、これが、農林課のほうが言うのはどうかと思いますけれども、そういったことがもう一つは求められているのであろうというふうに認識をしております。

1 番（高岡伸明） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。  
家城議員。

1 3 番（家城 功） それでは、今、高岡議員のほうからクラフトビール事業につきましてありましたので、私もちょっとその辺、何点かお聞きしたいと思います。

先日の全員協議会では、これは農業事業であって、ビール事業ではないと、町長は、私は何度も確認させていただきましたが、そう、お答えになられました。しかしながら、出口は広がったほうがいいのではないかというような思いの中で、最終的にはビールづくりにというようなお話でございました。

京都新聞のほうには、もう地ビールを新ブランドにというテーマで、もう、これは農業施策というよりは、産業施策として取り上げられております。既に、もうこうやって新聞にも出ているわけですね。にもかかわらず、農業施策であるのであれば、このクラフトビール醸造事業という名前については、いささか問題があるのかなと。これが、最終的にビールづくりにつながる事業であるのであれば、農業施策の一環も担った中で地ビール事業というような理解もできるんですが、その辺がいま一つ、なかなかわかりにくい部分と。

それから、ビール事業であるのであれば、今描かれている部分が非常に不透明なわけですね。民間を想定しておるだけけれども、町が箱物をつくるのではなくて、ましてや民間が新規に企業体をつくり出すのか、既存のクラフトビール業者に製造を委ねるのか、はたまた地元の酒蔵の業者さんが新規事業として考えられるのか。そういった中で、あんまりビール事業としては計画がきちっと見えてこない。そういった中で、農業施策だと。それも、非常に栽培も難しいんじゃないかなというような中で、ホップを選ばれたということは、もうビールをつくるんだろうという思いにしか受けとめられない。参考資料の中で、九条ねぎなんかははるかに少ない面積で、はるかに収益が上げられるような資料もいただいておりますが、あえてホップを取り上げられたということは、もうビールありきかなと。その辺のところをいろいろとお聞きしたんですが、前回の全協でも余り、ちょっと納得ができない部分がございますので、その辺につきまして、町長なり、課長なりの思いを聞かせていただきたいと思っております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先日の全員協議会の場におきまして、この与謝野クラフトビール醸造事業については、皆様方にご説明をさせていただきました。その中で、私が申し上げたことといたしますのは、先ほど、議員や高岡議員がご指摘になられましたように、この入り口につきましては、あくまでも農業政策であると。米価の下落等に対応していかなければならないこの時代において、新しい取り組みをぜひ推し進めようじゃないかということで、関係される方々とともに取り組みを進め

てまいりました。そして、あくまでも実証実験といいますが、ホップの栽培がきちりどできるという現状を私どもはつくっていきたく。その先には、さまざまな可能性が開かれているのではないかなというように私自身は思っております。

その大きな柱の一つとしては、与謝野クラフトビールをつくっていきこうという動きであったり、あるいは、このクラフトビールができましたら、町内の飲食店の皆様方も恐らく使用してくれるだろうというふうに思います。そうした中で、まちのにぎわいを一つつくり出す大きなきっかけになるのではないかという思いがありまして、クラフトビール醸造事業ということ、私のほうから名前をつけさせていただきました。

いずれにいたしましても、平成27年度におきましては、農業政策の一環として、ホップの栽培がきちりどできるかどうかということ、を全力で取り組んでいきたくというふうな思いでございます。

先ほど農林課長のほうからありましたように、まず、このホップの栽培がきちりどできないと、次のステップはなかなか進んでいかないということだろうと思っておりますので、関係していただける皆様方と、ホップの栽培をきちりどできるように頑張るまいりたくという決意でございます。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 今、町長のお話を聞いておりますと、ホップ栽培がうまくいくか、いかないかで、ビールにはどう影響してくるかわからないという中で、期待を込めた思いも含めて、ビール醸造事業という理解をさせていただくということですか。

もうビールについては、とにかくホップができるか、できないかという結果を待つ。その中で、目指す最終目的はそういうところであっても、もうホップがもしできなかったら、もうビール事業としては取り組まないということによろしいでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私どもといたしましては、ホップの栽培をきちりどやってきたいという思いがございますけれども、万が一、ホップの栽培がうまくいかないようなことになるならば、ビールの醸造事業もないということであろうと思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） ぜひ、おいしいビールが、多くの皆さんに飲んでいただけるように期待をしております。

それでは、次に、28ページでございますが、これ、所管で、そのままのことをお聞きするわけじゃないんですが、定住支援事業ということで、空き家の実態調査を、今回は一歩踏み込んだ中で、持ち主がどういう思いでおられるかということも把握しながら調査を進めていくということでございます。

それで、これに直接ではないんですが、間接的にかかわってくるのかなと、また、これは福祉分野にも踏み込むのかなと思うんですが、先日、ちょっと町民の方からご相談がありまして、これは町営バスが運行されている地域の方なんですが、高齢者で、ご夫婦でお暮らしの方が、ご主人が京都北部医療センターに入院された。毎日洗濯物をとりに行ったり、様子を見に行ったりするのに、片道、バスの乗り継ぎや何やかんやで、結局1時間半ぐらいかかると、往復に

すれば3時間だと。そういった中で、例えば、町営住宅の、男山の町営住宅だとか、岩滝のほうにもあるのだと思うんですけども、そういったところで、1カ月ぐらいの入院の見込みなどで、短期で仮住まいをさせていただけるようなところはないでしょうかというご相談を受けまして、確認をとったところ、災害時の緊急用の部屋としては確保しているけれども、そういった医療の介護に使われるとかいう分野においては、なかなかそこまでの準備ができていないんだという話でございました。

今回、空き家の実態調査を進められるという中で、可能であれば、そういった方たちが、これは北部医療センターの話なんですけれども、いろいろと生活していかれる中で、一定の期間だけちょっとこういうところで生活がしたいんだとかいう相談が受けられるような体制も含めた調査をしていただければなという思いがあるわけですが、その辺、課長、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、補正予算の28ページ、定住支援事業に関係しております、短期間でも貸していただけるようなというご質問でございます。

今回、定住支援事業ということで、町内全域の空き家調査を実施する予定をしております。以前、職員によります空き家調査で、道ぶちのほうから見させていただいて、おおむね140軒程度空き家があるのかなという情報だけは得ております。

今回の空き家実態調査につきましては、それらがもともになるんですけれども、所有者を調べまして、所有者の方に貸す意思があるかとか、売る意思があるか、そういうところをアンケートを送らせていただいて、どういう空き家の使い方ができるんだろうかということ进行调查したいというふうに思っております。その結果を受けまして、例えば、貸したい方、売りたい方ということがございましたら、今後のことになるんですけれども、その中で、先ほどのような使い方、もしかしらできるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、平成27年度に空き家の状態というふうなあれですけれども、所有者の方の意向を確認してまいりたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） これは、所管は企画財政のほうで進められると思いますが、それこそ、いろいろと質疑の中で、高齢化だとか、生活の困窮だとか、そういうようなお話もいろいろと出ている中で、やはり町民の方が、今何に困っておられて、どういうことを求められておられるのかというのは、企画の所管であっても、例えば、福祉の分野であったりとか、やっぱり保健の分野であったりとか、そういったことも含めて、私が常にお願しております各課の連携をやっぱりとっていただく中で、管理は当然企画がされるものだと思うんですけども、情報の共有もきちっとしていただいた中で、やはりどこの課にこういった話を相談かけても、いや、これは企画財政が管理してますわとか、福祉課の分野ですわとかということなく、やっぱり聞いていただけるような体制づくりも同時に進めていただいて、やはり町民の方が1人でも相談に来られたときに、やっぱり答えられる体制づくりをきちっとしていただきたいなと。

それで、貸す意思がある中でも、やっぱり、それをそのまま貸せるような状況であるのか、そういった分野も出てくるとは思うんですけれども、やはりこういったことで困っておられる、悩んでおられる方もいっぱいおられます。やはり、地域バスも一生懸命運行していただいて、また

丹海のほうも200円バスの運行もしていただく中で、いろいろと交通の確保はしていただいておるわけですが、まだまだ十分ではないという思いもありますので、そういった分野も含めて、やっぱり各課と連携の中で取り組んでいただければなと思っております。

とりあえず、1回目は終わらせていただきます。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢籟議員。

14番（勢籟 毅） それでは、補正予算にかかわって、何点が質問したいと思っておりますが。

まず、農林課長に、この中にも今出てきたんですが、米価の下落対策ですね。平成26年産米、先だっても申し上げましたように、非常に下がったわけですが、まず、その辺が、JA、あるいは行政、あるいは国、どういう対策があったか、そこをお願いします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 米価の下落に対しましては、9月議会でも申し上げとったかと思っておりますけれども、ちょうど下落の情報が入ったところでございますが、やはり情報収集が一番重要であろうということで、JAと、または京丹後市の担当者とともに、全農のほうに情報収集に行かせていただきました。そのときに、全農が言っておりました今後の方向といたしましては、やはり一つは、契約ができるという体制は必要であろうということが一つありました。それと、京都におきましては、酒米、これを奨励して、主食用以外のお米として輸出も視野に入れて進めていくということがございました。それとは逆に、飼料用米、これにつきましては、京都府の場合、なかなか売り先が定まらないということで、これについては全農京都は余り進めないということでございます。

また、国の対策といたしましては、今年度は特別にならし対策ということで、今年度だけの下落対策がありましたので、それが対応となったということと、年が明けまして、緊急的に対応策を講じられたというところでございます。

議長（今田博文） 勢籟議員。

14番（勢籟 毅） 以前、民主党内閣のときに、いわゆる直接交付金の制度がつくられて、それで、農家に10アール当たり幾らかということだったんですが、それが昨年からは、いわゆる激変緩和ということで、それで、2分の1を4年間交付するというふう聞いておるんですが、それはまだ現在残っていますか、制度として。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） その制度は残っております。

議長（今田博文） 勢籟議員。

14番（勢籟 毅） ということは、7,500円は払われると、そういう理解でよろしいですね。

それでは、非常に米は厳しいんですが、そこへ持ってきて、この間から言うております与謝野機神ですね。この取り組みでは、米価にはもうほとんど反映はないというふうに私は思っているんですけど、金としては、それはそういう理解でよろしいですね。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 原料がコシヒカリ、また京の豆っ子米ということで、それをお酒用に使うということにつきましては、議員がご指摘のとおり、採算ベースには合わないということでございます。あくまでも、これは、また栽培農家の判断になろうかと思っておりますけれども、宣伝効果ということ

かなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、京都の村づくりに関連してお尋ねしたいと思っております。

温江の地区の皆さんが、3年前からでしたか、いろいろとご苦勞をいただきまして、京都の村づくりの事業で、販売施設をおつくりになると、あるいは加工施設をおつくりになったということで、せんだって、私たちもちょっと視察をしてきたんですが、一番やはり問題なのは、あの国道からあの施設に入れないということが、私はこのままでは事業としては成り立たないんではないかというように心配しておりまして、農林課もいろいろとご努力いただいております、あるいは建設課もそうわかりませんが、この辺の経過と、なぜ、きょうまで、これがこういう格好になっているのか、そのところをお願いできませんか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） なぜという点につきましては、やはり事業主体であります温江の皆様のご判断ということだと思っております。国道から直に入れるということにつきましては、やはりそこが大きな集客にはポイントになるということは、これはもうどなたも共通した見解だと思っております、またよい手だてがあれば講じていきたいというふうには思っておりますけれども、現在のところは、なかなかそれは見い出せないという状況であります。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） いろいろと頑張っているということはよくわかるんですが、あれじゃあ、やはり私はできないと、さっき申し上げましたように、非常にあそこの運営に大きな支障が出るというふうに思っております、町のお考えもあるかと思いますが、一番の問題は、やっぱりもう財源対策なんですね。あの費用をどうするのか。こここのところを、現状、京都府、あるいはほかの関係等もあるかもわかりませんが、全くその辺の見通しは今はないという認識でよろしいですか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 現在のところは、なかなか見出せていないというところでございます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それと、総事業費が2,000万円だというふうに思っているわけですが、まだ見せていただいたところでは、日常的に使うもので、かなりまだ、そういったものを補強せんなん、あるいは備品として購入せんなんというものがあるように思っているんですけれどね。その辺の見通しはどうなっているんですか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） きょうのところは、その詳細な資料が今手元に持ってきておりませんので、あれなんですけれども、事業で手当てをされる分と、それから、また独自で、中山間等の資金を使いながら手当てされる分というものがあるというふうに承知していますので、その辺で徐々に整備されるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） そういったほかの事業も探しながら、やっぱり、現在は、いろいろああいうところで販売するというても、きょう持ってきたものをそのまま売ることになりませんので、

ちょっとしっかりとお世話してあげてほしいなというふうに思っておりますのと。

もう一つは、やはり一番の問題は、あそこで働く人を、この人にどうして賃金を払っていくかということが、私は非常に難しいと思っている。私のところも、25年ほど青空市をやっていますけれど、土、日で。やっぱり、この人件費の確保が非常に難しい。これは、もう100円や200円のもの売っているわけですから、それを、やはり1人何千円かを払おうかと思いますと、やはり何万円という売り上げをしなければならぬ。そういう見通しについても、これは地元もいろいろとやっていらっしゃると思いますけれども、特に、加工品なんかで、一定、こういうものができるのではないかと、そういうふうに課長が聞いていらっしゃるものはありますか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今、建設が終盤という、もうほぼでき上がりということで、いよいよ実践に向けてのことだと思っておりますけれども、加工品につきましては、やはり一番価値がつくというところでは有力なものだというふうに思っております。この間、具体的な品目ということについてはお聞かせはいただいてないところでありますけれども、やはり先ほど申し上げた中での新しい作物を使った、これはミディトマトでございますけれども、これを使った加工というものについては、今検討といえますか、研究をされているというふうに承知しております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長のところは、このリフレの前の森の販売施設も、きょうまでも、そのことのかいにご苦労かというのは課長も十分承知されておりますので、やはり日常的な運営が円滑にできるように、ぜひ強力なご指導をしておいてほしいなというふうに思っており、お願いをしておきます。

それでは、先ほどありましたクラフトビールの関係で、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

私は、このビールの生産と醸造というのは、やっぱり夢があるなというふうに思っております。それで、私はこの事業をせんだって聞きました折に、かつて北海道の、ちょっと行った村なんですが、池田町が、今から30年ほど前でしたか、40年前でしたか、ワインをやりました。それで、ここは、町長さんも20年ほどおやりになっておる方で、ワイン城という立派なお城が建っております、ワインの研究所もある。しかし、ここの発想は、ヤマブドウが山にあったということからブドウをつくらうということで、ブドウの経験も何にもなくて、今日、大変なまちになっておるわけで、現在は、既に合併しているかどうか知りませんが、そういう町を思い出しました。それで、職員も、そのワインをつくるために、本場のドイツに派遣をして、やはり勉強をさせてきたと、そういうふうにお聞きしましたし、日本という国が沈没しても、池田町だけは残ると、そういう町長の言葉がございましたので、私は非常に大変な町だなと。これ、北海道十勝平野の一画でして、網走の下のほうになるんですが、丸谷金保さんという町長ですけれども、後に参議院議員にいられて、社会党から、国会議員として活躍をされたわけでございます。

それから、もう一つは、せんだってご紹介をいたしました新潟県の胎内市ですね。ここの黒川村、ここはもうビールをやっていらっしゃるわけですが、ここはもうホップも麦もいろいろとおつくりになっとるんですが、1点お尋ねしたいと思っておりますのは、私のまちでは、昔は麦をつ



くっとして、ビール麦もつくったんですが、この麦の生産計画がないというのは何か理由がありますか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 麦につきましては、今現在でも、これはビール用とは別でありますけれども、一定、生産者もあるというようなところでございまして、これについてはホップほど手をかけるといいですか、気をかけるといいですか、ことなくスタートできるということは感じておりまして、生産者のほうも、ホップの試験栽培、これが一定進んだら、次は麦の生産にかかるということは今おっしゃっております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 麦は、生産性が低いということか、価格が低いですから、そういったことで私はおつくりにならないのかなというふうに思っているんですが、いろいろ白大豆を府下のトップに引き上げたと、こういうことでございますから、麦についても、今、亀岡の辺が一番ようけ麦をつくっと思うんです。見とるんですけれど、ぜひ、一つの産地になるようなことなら、頑張っていたきたいなというふうに思っています。

それから、せんだっても申し上げました、このホップというのは、ホップの摘み取りのツアーとか、それから、高校生がホップのつるから和紙をつくるとか、いろいろ、それから、ホップの葉を、これを捨てていたのをお茶にするとか、そういうお話もございまして、先ほど入り口論がありましたけれど、そういう多様な、やっぱり一つのまちづくりの中に加えていただくということで、幅が広がるのではないかなというふうに期待をしておるわけでございます。

先ほど3年というお話がございましたが、これ、20種類か30種類の種類をつくられるので、私はそういうことにはならないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも、これ、頑張つて、これだけの投資をするわけですから、成功するようにひとつご指導いただきたいと思っております。

それから、次に、ICT農業の実践事業につきまして、「e - 案山子」についてお伺いをします。

これはソフトバンクモバイルが開発しましたシステムで、科学に基づいて農業を、精密農業をやるということなんです。これは、何年か前に、民主党のほうの事業仕分けの中で、この事業を補助金をとるための事業なんだという認定を受けていて、アウトになっていたということがあるんですよ。それで、その後、時代が変わっておりますから、また、この三、四年で非常に進んでいると思うんですが、これの特徴というのは、一体どういうことなのかと、町はどういう評価をされているのか、この「e - 案山子」を、これをお願いします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） この「e - 案山子」の特徴でありますけれども、やはりこういった設備、機器については、ほかの多数の事業者が参入されておるということでございますけれども、一番は手軽で、なおかつ耐久性があるという点であります。それから、効果につきましては、やはり気象データがピンポイントで蓄積ができるということがあると思います。それと、ただそれを蓄積したことを活用するのではなくて、次の活用として、この蓄積した気象データから、逆に生産者に対してアドバイスができるというようなシステムを構築しておるということでございます。これに

よって、新規就農者の就農の際のハードルといいますが、なかなか相談ができにくい中でも、これは機械頼みということも、そういった弊害もあるかも知れませんが、そういったところでは、この地域にマッチしたアドバイスを受けるといふことがあるといふふうに思っておりますし、それから、もう一つは、だんだん高齢化をしまいいりまして、高度な栽培技術を持たれた方がリタイアをされるというようなことが多く見られるようになってまいりました。そういうときに、このICTを使いまして、その方たちが持っておられる技術をできるだけ記録しながら、また次の新しい就農者に伝えていくと、そういったようなことを考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） このITを使って、そうしたデータを集積し、あるいはコストを下げるといふことについては、これは異論ありませんし、一つ新しい分野に取り組んでいただきたいと思っておりますが。

せんだっても申し上げたかも知れませんが、東京自治医大で、米を食べることによって、米に、いわゆる花粉症を緩和する花粉症緩和米と、こういうのを今度出されるといふふうに聞いておりまして、私もこの間、冗談で思ったんですが、与謝野町の米は、幾ら食べても痩せると、こういう米を出せば、必ず売れますよって言ったんですが、そういう研究も一つ大学と組みながらやっていただくということをお願いしまして、1回目を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありますか。

安達議員。

5番（安達種雄） 企画財政課長に伺います。

12ページの地方債補正につきましてですが、項目別に限度額の補正が記入してありますが、今、利率について、これは一律ではないと思いますが、およそ、ここに上がっている数字で、上限、下限の幅はどの辺のもんでしょう。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは12ページの地方債補正で、利率のほうは今5.0%以内ということ。

5番（安達種雄） 5.0。

企画財政課長（植田弘志） このほうで記載しておりますけれども、現実のところの利率ですけれども、これ、地元金融機関の、入札といいましょうか、見積もりをさせていただきまして、最近でいうたら1%程度の利率だったと記憶しております。

議長（今田博文） 安達議員。

5番（安達種雄） 今、非常に、民間においても金利の安い時期でありますし、また、その辺については監査委員さんからのご指導もあろうかと思えます。

そういった中で、当町は、いわゆる償還期間の見直し等で、前倒しみたいな償還も実質行われているわけでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、繰り上げ償還のことかなといふふうに思っております。できる分につきましてはやっておるといふ、ちょっと言い方が変わりますが、政府系の資金につきましてはなかなかオーケーが出ませんので、できていないということです。何年か

前に、非常に利率の高い部分につきましては、一定、国のほうも認めていただいて、繰り上げ償還ということがあったという記憶をしております。

今、ここ近年につきましては、できていないと言ったらいいんですけども、一定、高い部分の、例えば、5%を超えるような分については、もう残っていない状態になっております。あと、それより低くて、先ほど言いましたように、今借りますと、1%程度の金利なんですけれども、まだ4%とか、3%とか残っておるんがあります。それらを返したいんですけども、現状としてはなかなか了解が、相手様の了解がとれないんで、近年はできていないということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） そうしますと、これはなかなかできていない言うのは、起債を承認して、国の方向といえますか、指導でできないのか、それとも相手方の、金融機関との話の中でできないのかということ、ちょっと確認しておきたいと思います。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 基本的には、繰り上げ償還する場合、保証金ということが生じてきますので、本来だったら、相手に払う利子もなくなりますので、その保証金の話がなかなかできない。いったら、保証金をゼロで繰り上げ償還させていただかないと、メリットがないというふうになりますので、そういう制度上の問題があるということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） こんな時期でもあります。非常に支出がふえておる、膨らんでおる時期でもありますので、できるだけいろいろ研究していただいて、有利な利回りで運用できるような努力はしていただきたいと思います。

もう一点、伺います。

32ページの地方バス路線運行維持支援事業の中で、1,263万7,000円が上がっておりますが、これは総務課なのか、企画財政なのか、企画財政。これの積算根拠は、この数字の、どういうところからこの数字が上がっておりますか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 32ページの地方バス路線維持運行支援事業で1,263万7,000円の積算根拠ということでございます。

非常に、ややこしいということで、一言ではなかなか言えないところなんですけれども、ざくっとした言い方になりますけれども、今回、200円バスというのを走らせております。それで、それに伴いまして、利用者のほうは1.5倍ぐらい、利用人数のほうはふえております。ただ、運行収入のほうは、前年と比べて75%程度ということで減っております。その関係もございまして、今回の補填分見合いといいたいまいしょうか、がふえてきて、うちのほうから補助金を出すということになります。詳しく言いますと、国の補助金とか、府の補助金もこれは入っております、それらをトータルしてということになるんですけども、わかりやすい言い方をしますと、200円バスをスタートさせたことに伴いまして、今のような運賃収入が減ってきたことに関連してということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

- 5 番（安達種雄） 先ほど、家城議員もこの2000円バスのことについては質問されて、ちょっと内容の趣が違いますが、そうしますと、単純に乗車賃とか、バスを運行しておられます企業さんの収入に基づいたというだけじゃない、複雑ないろんな、国、府の支援の制度にのっとっての計算ということなんですか。わかりました。

以上です。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

渡邊議員。

- 4 番（渡邊貫治） それでは、私、与謝野ブランド戦略事業、第3期産業振興会議、町長が会長でやってもらっております。今回、平成27年度、具体的なプロジェクトということで、与謝野ブランド戦略、阿蘇ベイエリア活性化、タウンプロモーション等、計画していただいております。また、同じく、産業振興会議の提言書における観光部門強化ということで、観光地域づくり組織支援事業として組んでもらっております。観光地域づくり組織支援事業、732万4,000円、主に観光協会というものの活性化という形になっておりますが、この与謝野ブランド戦略事業も、観光地域づくり組織支援事業も、中身は大体同じように思えるんですが、そのあたりはどうでしょうか、課長。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） ご質問の与謝野ブランド戦略事業と観光地域づくり支援事業の中身が一緒ではないかということでございます。

まず、観光地域づくり支援事業につきましては、観光協会が今日までやってきたさまざまな事業、これを大胆に見直しをしていくという形の中で、いわゆる外部招聘をして、構造的に、また組織的に変えていこうというふうな取り組みでございます。一方、与謝野ブランド戦略事業につきましては、先ほど農林課長が申しあげましたクラフトビール醸造、ここの部分も、また阿蘇ベイエリアの活性化、またfirst silk、タウンプロモーション、そういった部分を全て同じ形の中で、一気に通貫した展開をしていくという取り組みでございまして、そして、この地域の価値を上げていこうと、そういった取り組みでございます。

内容的には、その二つの内容でございますが、その観光の支援事業につきましても、最終的には与謝野ブランド戦略の部分に、色がかかわってくると思いますか、全く真逆の展開をしておることにならないのではないかとおはしております。

議長（今田博文） 渡邊議員。

- 4 番（渡邊貫治） 私が思いますのに、海の京都と言えば、すぐ海がつくんで、阿蘇ベイエリアなども考えるわけなんですけど、そうしますと、どこにラインを引いて、どのようにして考えてもって、観光事業をやっていくのか。予算の問題もありますけれど、今度、クロクチをまいてというもんも上がってきておりますようですので、いろいろと海のことに関しましては、重要なことが重なってくるだろうと思われましても、線引きがないんで、同じく地方創生交付金にしましても、こちらの先行型にしましても、交付金がないからか、同じような資金を、似たり寄ったりのを使うといいますか、いう形の二重取りではないですけれども、そのようなことも見えてくるような形でございまして、これがいいか、悪いかは、ちょっと私もまだよくはわからないんですけども、ある程度の形づけはもう少ししていただけたらと思っております。これは私の意見と

してでよろしいので、これで終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

- 1 5 番（多田正成） それでは、3月補正についてお尋ねしてみたいと思いますけれども、先ほどから出てました、また順を追って質問させていただきますけれども、まずクラフトビールの事業ですけれども、先ほど高岡議員の質問の中で、農業政策、新しいホップの取り組みというふうに言われたんですが、確かに、この町ではホップの取り組みが新しい産業だと思います。しかし、東北のほう、北海道から秋田、山形まで、本場が当初、勢籟さんが言われたと思うんですが、物すごい産地の落ち込みなんですね。それは、私もこの間、ちょっと全協で言いましたけれども、丹後ちりめんも、最盛期から、どんどん海外の安いものが入って、どんどん落ち込んでいって、今の状態になった。ホップの産地も、それと同じ現象が出てまして、すごい落ち込みなんですから、その産地すら落ち込みを、私のところで新しい産業として初めて世の中でやるような表現の仕方に僕は聞こえたんですけれども、農業政策として。そこは、課長、どういうふうに判断をされているでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 東北地方の栽培の数量が減っておるという点につきましては、承知をいたしております。やはりその理由の一つには、やはり大手ビール会社との契約と、契約農場ということが一番原因にあると。つくる品種も、ああいう言いました大量生産品に対応した品種をつくっておるといふようなことで、やはりビール業界全体が下降すると、それに比例するといいましたような構造があるというふうに思っております。

今回のホップにつきましては、やはり、今ちょうどビール業界のほうも、クラフトビールということを手も取り組んでいくんだというように打ち出しております。その中には、やはり各それぞれの地域の特色のある原料といいますが、を活用するんだというふうにもありますので、要は、そういった大産地から分散して、それぞれの地域の特色を持ったビールといいますが、そういったことに、今、脚光を浴びてきておるといふふうに思います。ですから、京都府産のホップということで、一定、付加価値はあるというふうに考えております。

議長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） 与謝野町のブランドをつくれるということでは、そういった夢もあろうかなというふうに思っておりますが、どんどんそのことが、当町でブランドをつくるには、そのことが必要だということは理解できて、決して反対ではないんですけれども、そういった産地ですら、そういう状態になってまして、どんどんホップが要るのかいうたら、そうではない。海外の入ってくる量がすごい量でして、それによって国内産の単価が落ちてくるというのか、生産が低くなっていく。丹後ちりめんを見ていただいたら、同じ現象が起きとりまして、そのことがちょっと心配で、新しい農業政策として、本当にこの新しい町でどうかなというふうに心配しております。ご存じだろうと思うんですが、岩手だけでも、平成元年に538戸、農家がやられておったのが、平成25年の生産で99戸まで落ちてしまったりします。全く、生産農家が、その生産をやめてしまっているという現状があるので、ちょっとそこら辺だけ、ちょっと私は心配しておりますけれども、与謝野町でつくって、与謝野町のブランドをつくるんだという意味では、確かにそれ

はつくらなかつたらできませんので、それはそれでいいと思いますので、ぜひともそういった厳しさも捉えながら、今後、十分検討していただきたいというふうに、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、時間があのもんですので、こればかりは全協で聞きましたので、このぐらいにしておきます。

今度は、次に与謝野ブランド戦略事業ということで、アドバイザーとか、それから、マスタープラン作成だとか、タウンプロモーション事業、それから first silk 事業と、それぞれあるんですが、まず一番目のブランド戦略アドバイザーって、どういう事業をされるのか、どういう構想をされておるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思いますでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 与謝野ブランド戦略事業で、こういった取り組みをするのかということでございます。

先ほど申し添えましたですが、いわゆる与謝野ブランド戦略には、この地域の価値を上げるという、そういった目的がございます。そういった取り組みの中で、物づくり産業の強化、またプロモーションの強化、そしてエリア構築をしていくというようなお話は、過去にもさせていただいておったところですが、この展開が、やはり一つの物語となって、そして、いわゆる考え方が、一つの事業でも別の方向に行かないように、そういった部分については、やはりクリエイターの招聘をしなければならないのではないかと。私どものほうが、こういった路線で物事を展開していきましようというふうなことになるにしても、地域の事業化はなかなかそういった方向に向かないのではないかと。やはり、そういった中では、そういったデザインをお持ちのクリエイターを招聘して、そして、そういった中でワークショップなどをしていく中で、一つの展開に同じ道を歩むような、そういった展開になるのではないかとということで予算化をさせていただいておるといふことでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 与謝野町も、製品のブランド化というのか、産品認定までしてブランド化をして、かなりのものができてきているなというふうに思ひまして、そういったものを、今後、新しく生まれるものも含めて、総合的にやっていかれるのかなという、そのアドバイザー事業ではないかなというふうには思っておりますけれども、今までにも、随分こういうことに取り組んできておりますけれども、なかなか成果が出ていないように、私は見てまして。まず、それは、また今は1回目ですので、ちょっとその辺でとめておきます。

次に、2番目の阿蘇ベイエリアの活性化マスタープランの策定、マスタープランの策定という言葉はわかるんですが、こういった思いであのエリアを、ベイエリアをどうして考えておられるのか、その辺が、これをちょっと見せていただきましても、空き家の対策だとか、いろんなことが含まれているので、どうも私にはプランの策定に800万円から予定してありますけれども、その辺が見えてこないんですけれども、少しわかるように説明をしてください。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 今回の阿蘇ベイエリア活性化のマスタープランの策定につきましては、大きく二つの取り組みが出てくる計画をしております。その中で、先ほどのマスタープランの策定、

この取り組みにつきましては、特に岩滝地域の地区で申し上げますと、浜町、立町、藪後、東町、男山、都合五つの自治会の範囲の中で、空間設計をしていくというふうなことになるかと思っております。当然、拠点となる空き家、またその地域のストーリーの設定、コンセプトの立案、イメージ図の作成、そういった形の中で、パースをつくっていった、そしてマスタープランの資料を作成していくということと、もう一つの大きな狙いとしましては、公的建築物の活用の検討、そういったものも図っていきたいということでございます。いわゆる公共施設が、岩滝地域にも点在をしておるという中で、その部分のリノベーションを民間の、一つの形をつくった中で、民間投資をしていただけるような形にならないかというふうに考えております。先ほど、クラフトビールの関係でも農林課長が申し上げましたように、公共でやらないというふうな発言がありました。こういった公的建築物につきましても、状況によっては、これはどの資産をどうするというではないんですが、民間資本でそういった建物を、いわゆる売却とか、無償で貸借するとか、そういった形の中で、民間の参入を整えていけるようなことにならないかとも考えております。

先ほど、条例で、企業立地促進条例になります、一部改正の部分につきましても、こういった形の中で、その条例も活用していただけるような形もかけ合わせができるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） 公共事業の施設が、浜町、立町、男山と、あの辺、周辺のことを言うておられるんかもわかりませんが、非常に広域ですね。私は、都会的海辺のエリアのことを言うて、あそこ今のシーサイドパークのところ、あの辺の海を見てますと、なかなか絵になるなというふうに思って、町長はそういう想像をしておられるのかなと思って。そこをどういうふうに関係されるんかないいうふうなイメージでおったんですが、その公共事業を、あのエリアにそんな形で使っていただけるような公共施設があるんですか、空き家とか。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 岩滝地域も、古くからの公共施設がそれぞれ点在をしております。そういった部分の活用方法がどういったプラスアルファが出てくるかというふうなことは、当然フィールドワークをしながら、関係者と、また地域の方々とともに洗い出しをしていけるんじゃないかと。現在、公共施設白書をつくれる中でのマネジメントを、今、策定をされておりますが、その結果の部分とも当然リンクしてくる部分は出てこようかと思っておりますが、そういった中では、岩滝地域の、いわゆる価値が、当時の価値と、またこれからの価値を変えていくような、そういった展開は、いろんな施設が想像できるのかなと個人的に感じております。

議 長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） ちょっと、課長の思いはよくわかるんですが、先ほど聞きましたのは、その施設とか、空き家が、今現在、活用できるような空き家とか、施設が、どれだけベイエリアの中にあるのかということをおちょっと教えていただきたい。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 行政財産、また普通財産、さまざまな施設がございますのと、また、これはいろいろと関係者がおりますので、なかなか言いづらい部分もありますが、例えば、与謝野町商

工会の岩滝支所、あそこの支所につきましても、非常に稼働率が低い、そういった部分の中で、またエリア構築の中で、あの施設の活用も見つけられるのではないかと。そういった部分につきましても、商工会の事務局のほうとも立ち話程度で会話をさせていただいたことはございます。そういった形でございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 数がなかなか申し上げにくいんだろと思いますが、商工会の活用、確かに、あそこもいい建物であいらいます。その活用だけをイメージされて、ベイエリアのマスタープランというには、余りにもちょっと我々は心配になってくるんですけども、もう少し大きな構想が町長の中にあるのかなと思いますので、町長のほうからちょっと聞いておきます。町長、どういった思いで、阿蘇ベイエリアを今後、与謝野町の発展のために、どういうふうにされようと思っているのか、その構想を聞かせていただかないと、商工会館だけの活用方法を考えてもらっても、ちょっとこのイメージとは余りにもかけ離れ過ぎておるといのか、そんな気がしてならないんですけども。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） まず、もって、小室課長が申しあげました岩滝支所の活用だけのマスタープランの策定ではございません。先ほど、議員がおっしゃいました阿蘇シーサイドパークも当然のことながら、どのように活用、運用していけば、にぎわいを創出できるのかといったことも含めて考えていかなければならないというように思っています。

そうした中で、あのベイエリアの地域といいますのは、この議場の中でも大きな議論をさせていただいたというふうに思っております。それは、グラウンドゴルフ場の整備に当たって、例えば、商工会から、非常に風光明媚な地域、あるいはアクセスもよい、人通りも多い、あの地域に、例えば、物販の施設を建ててはどうかというような提案があったように、いろんな人たちのアクセスが非常にしやすい地域であるというように思っております。そうした中で、岩滝地域といいますのは、これまで物づくりの地域、物づくりを中心とした商いがなされてきたというふうに思っておりますので、そうした物づくりと創造性がかけ合ったような、世界に開かれた地域にしていきたいというように思っています。

そうした中で、近視眼的なものではなくて、もっと俯瞰的に、どのような可能性が岩滝地域にあるのかということ、地域の皆様方、またマスタープランの策定にかかわっていただけるような方々とともに議論を重ねてまいりたい。そうした中で、一つの方向性であったり、具体的なイメージをお示しすることができるのではないかと考えています。

いずれにいたしましても、私は、この地域を予定調和、つまり計画だけ策定をしたような地域にしたいと、このように思っています。きちりと実効性の伴うような計画にできるように、みんなで議論を重ねていこうという思いでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 町長の思っておられるように、そういった夢がかなうと私も大変うれしいんですが、前の議会のときの質問で、まず、あそこの交通量を調べてくださいということを申し上げました。それはベイエリアとか、シーサイドパークあたりの状況を今後考えるのに、そういった交通量を調べてくださいということをお願いしてありますけれども、まだ返事はありませんので、



調べてもらってるかどうかわかりませんが、そういったことが大きく影響しまして、今後の開発なりが考えていけたらなというふうに思うんですが。

まず一つは、道の駅も、新年度予算でリニューアルが出ておるようですけども、私は以前から申し上げているように、あそこを本当の与謝野町の拠点にさせていただく。この間も稲葉邸のことを言いましたけれども、バスが19台、乗用車で40台ととめられるようなイメージにして、イメージというのか、受け入れ体制をしながら、あそこを道の駅にしていこうということなんです。ですから、そういったことを含めた、あそこのベイエリアの今後の開発、すぐにはできません、そういう計画のことも入っているのかなというふうに思ったんですが、そこは、町長、どうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） いずれにいたしましても、与謝野ブランド戦略事業と申しますのは、物づくりと創造性を基軸にした地域ブランド構想を展開していきたいというものでございます。その中で、物づくりの強化、プロモーションの強化、そして産業のエリア構築ということをやっています。そうした中で、阿蘇ベイエリアの周辺をどのようにしていけばいいのかということにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、地域の住民の方々、あるいは都市計画的な観点を持った方々と議論をしてみたいというふうに考えております。

一方で、道の駅のエリアにつきましては、私は、加悦谷平野という非常に農業に特化した特性がある地域でございますので、農業を基軸にしたエリアの構築ができるのではないかと。その中で、道の駅につきましても、そうした農業に関する拠点の可能性というのがあるのではないかなというように感じています。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 議員が先ほど述べられました道の駅のご発言もございましたので、現状だけざっくりとご説明をさせていただきたいと思っております。

先週の木曜日でしたが、地域再構築検討委員会というような形の中で、道の駅、またSL広場、ツバキ、リフレ、また工芸の里の部分についても、もう一度、きっちりと深掘りをしていかなければならないのではないかとということで、22名の委員、民間の委員さんに入らせていただきまして、ワークショップを始めさせていただいております。このワークショップは、平成27年度も道の駅を中心にやっていくということはそうなんですが、10月ぐらいには答えが出てくるんじゃないかと。ただ、それは、道の駅を、いわゆる公共でリニューアルするというふうなことというのは、それはそれで国土交通省のほうから選定を受けた道の駅ということもございりますが、あくまでもそのアウトプットにつきましては民間の方々の力で、一つ一つの商品も展開していきながら、地域づくりの中で展開をして、非常にわくわくするようなエリア構築をしていきたいというふうなことで、こういった部分も強く前進させていただきたいと思っております。

議 長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） あと一点だけ、時間がありませんので。

first silk事業という展開をちょっと、どういうふうな取り組みか、教えてください。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） このfirst silk事業につきましては、いわゆる考え方として、生まれてくる子供たちに、この地域の織った素材でもって、おくるみとして、優しさを提供するということが一つの狙いとなっております。これにつきましては、じゃあ、おくるみでいくのかというふうなことについては、これから展開をしていくことになるかと思いますが。ことしの9月に、北海道の東川町に寄せていただいて、その部分で気づかせていただいた取り組みから、町長の考えとリンクしたという事業になるんですが。東川町につきましても、君の椅子という構想の中で、いわゆる生まれてきた子供たちに東川の、いわゆる木工の盛んな町なんですけれども、そこでしつらえた椅子を、この町は君のためにあるんだよというふうなコンセプトでプレゼントをするというふうな取り組みがございます。その町は、人口がふえておる町ということで、こういった部分につきましては、この与謝野町でも、やはり物づくりの強い町ということでございますので、一つのブランド戦略の展開がいろんな流れの中で出てきた最終段階で、こういった地域の民間の方々におくるみの作成の、そのデザイン、コンセプトも含めて、いわゆる頑張っていたくような、そういった取り組みの経費を計上させていただいておるということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） 課長もご存じのように、大変、地域経済が厳しいものですから、ぜひとも真剣に取り組んでいただいて、ものになるように、新しい方々がどんどん取り組んでいけるような事業にさせていただきたいことを願ひまして、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） それでは、一般会計6号補正予算について、何点かお聞きをしたいと思います。まず、少し切り口を変えてご質問をさせていただきたいと思うんですが、今回の補正予算の中に、地域創生先行型交付金という位置づけがございます。まち・ひと・しごと創生法が成立し、その先行型ということで出てくる予算でございますが、この政策の5原則というのがありますが、それはご存じでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、まち・ひと・しごと創生法の政策5原則ということでございます。

一つ目が中立性ということでございます。二つ目が将来性、三つ目が地域性、四つ目が直接性、最後が結果重視ということになっておりまして、細かい説明は省きますけれども、この五つがあるということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） とすれば、今回の地方創生先行型交付金を充当される事業につきましては、この5原則をもとに策定されたというふうに理解してよろしいですね。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のとおり、この5原則にのっとった部分でしか交付金のほうを充当したらだめだということなんで、そのつもりであります。ただ、まだ本町におきましては、計画のほうがつくれておりませんので、一定程度、今回の交付金に充てる事業につきましては、今後つくっていく計画の中で、この5原則に合うような落とし込みをしていく必要があるという認識を

持っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 確認をさせていただきましたのは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の参事官で溝口さんという方があるんですけども、その方が記述されておりますのには、今回のこの先行型交付金につきましては、従来の交付金とは違いますよということを申されております。従来と違うというところは、課長、ご存じでしょうか。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、従来の補助金と違うという認識でというご質問だと思います。認識をしっかり持っております。というのが、これまでの補助金等につきましては、補助申請して、決定して、もらって、そのまま、あと実績を返したらいいというだけで、結果がどうなったかという報告まではなかったということでございます。今回の交付金につきましては、具体的な施策を今回決めていきまして、交付金をそれに充当するとなった後は、PDCAを回していく必要がありますので、結果も国に報告するというではないんかもわかりませんが、自分のところのそれぞれの自治体で見直していきなさいということになっておりますので、そういう自覚を持って、事業を進めていく必要があるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 全くそのとおりでございます。これまでは、アウトプットという考え方、行政活動そのものの単なる結果を出すということだったんですけども、このたびのこの地方創生先行型につきましてはの予算につきましては、アウトカムという考え方が求められていることとあります。要約しますと、国民、町民の方々に、どのように便益がもたらされたかということとを要求しているということで、地域先行型で、国としては1,700億円の先行予算を組みましたよということとあります。

その中で、総合戦略の策定と、それからその支援、地方創生のための事業ということに、この先行型予算というのは組み込んでいかなければいけないというふうになっておりますが、そのあたりもご確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 議員がおっしゃいますとおり、そのとおりでございます。先行型を使うということになりますので、今回、特に与謝野ブランド戦略会議、それから農業振興事業等につきましては、まさにその交付金の目的に沿っておるというふうに思っておりますので、それをPDCAを回して行って、住民の皆様のためになるような事業をしていく必要があるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） この参事官はさらに続きがありまして、平成27年度中に策定をされるべき地方総合戦略の中に位置づけられるということをおっしゃられます。その辺はご存じだと思うんですけども、実は、7月ぐらいを目途にして、総合戦略を策定されていくということであったというふうに答弁をいただいておりますので、このたび、この補正予算につきましては、非常に重要な事業と予算が上がってきたというふうにまず認識をしておるところですが、いかがですか。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） まず一点目のスケジュール感のことでございます。7月ごろという話が今出ておりましたけれども、本町におきましては、今、ちょうどその計画、戦略づくりに入ったところでございます、国のほうが平成27年度中につくりなさいということになっております。京都府のほうもつくることになっておまして、京都府が大体夏ごろをめどにということになっております。それを踏まえまして、本町も京都府とのやりとりもあると思っておりますので、私の目標としては、秋ごろを目標にしております。それで、そのできた戦略につきましては、またこの議会のほうでもまた議論をいただきたいというか、思っておりますので、目標としては、12月の議会のところが一つの目標というふうに思っておりますので、そういうスケジュール感で今進めております。

あと一点、先行の戦略につきましては、国のほうでは、もともと基本目標を四つ持ちなさいというふうに出てきておまして、その中に具体的な施策をつなげていくような格好になっております。先ほど言いましたような農業振興とか、それらをこの具体的な施策の中に落としていくという予定をしております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 前置きが長くなりましたけれども、そこで、地方創生先行型予算をつけておられますのが、与謝野クラフトビール醸造事業、それから与謝野ICT農業実践事業、それから与謝野ブランド戦略事業、それから観光地域づくり組織支援事業、この四つが該当しているかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、アウトカムということですので、このアウトカムというのは、この事業を執行することによって、何百人の雇用を創出するとか、あるいは転入者を何人ぐらい増加させるとか、こういった指標のアウトカム指標というふうに言っているようですけども、それを示す必要があるというふうになっておりますが、それぞれの事業について、効果等は書いてあるんですけども、その目標の数値等が全く不明確であります。そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 交付金に関しまして、指標ということでございます。一定、指標をそれぞれの事業ごとに乗せていくことになるんですけども、現時点で、まだその指標を持ち合わせておりません。といいますのは、先ほど申しました戦略をつくっていく中で、その指標を確定していくということになっておりますので、今回、地方創生の先行型という、その先行が、それぞれの団体、まだ戦略ができていない段階で上がってきたという経過がございます。逆に言うたら、交付金が出てきてから戦略を考えるという、ちょっと矛盾した格好になっておるんですけども、その辺は、今後つくっていく戦略の中で、例えば、ブランド戦略事業につきましては、どの指標を使っていくかというのが今後の課題といいたいまいしょうか、選択になっていくというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 総論で答えていただいたということなんですけれども、実は、今質問をしておりますのは、この政策形成過程の説明資料というのを見ておまして、その効果等というところにそれが書いていないというので、ちょっと質問をさせていただきましたので、各論で、各担当

課のほうから説明をいただけたらというふうに思っているところでございます。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） それでは、農林課が所管しておりますクラフトビール醸造事業とICT農業実践事業でございますけれども、この指標といたしましては、新規就農者を1名確保するというように設定しております。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 私の方からは、与謝野ブランド戦略事業、阿蘇ベイエリア活性化マスタープラン策定、タウンプロモーション事業、first silk事業、ものづくりワークショップ、この5点の部分について、先に述べさせていただきます。

この部分につきましては、総じて、与謝野ブランド戦略事業という形でのくくりになるというふうに認識をしております。さまざまな展開を民間を活用して、民間の方々と一緒になって展開をしていくと、大きく言えば、最終的に法人格を有するような形を展開することが、私どものアウトプットでございます。

この中で、与謝野町の経済活動別市町村内総生産、いわゆるGDPをこの施策を展開する上で研究をさせていただきました。与謝野町のGDPにつきましては、54億5,600万円と、これは2010年度の数字になっております。非常に、額面としては大きいというふうに捉まえられたいと思いますが、京都府全体の構成比でも0.6%、丹後地域との比較におきましても18.7%というふうなことの構成比になっております。

そういった中で、殊、与謝野町が、この地域での経済活動が強いのが政府サービス生産者ということで、いわゆる公務員の人件費とか、また学校の関係とか、そういった部分の数字が非常に突出しておると。一方、農林水産業、工業及び製造業、ここの部分につきましても、合わせては非常に貢献度があるということで、ここの部分を強くしていくというようなことで、これにはやはり個人事業主だけではなくて、いわゆる先ほどの企業誘致条例の一部改正でも申しあげましたように、企業を育てていって、そして法人をつくっていくと、これが最終的な目標になってくるんじゃないかというふうに思っております。数字の部分につきましては、現段階では申しあげることはできませんが、そういった形を私どものほうは考えておるということでございます。

一方、観光地域づくり組織支援事業でございます。ここの部分につきましては、与謝野町観光協会をいわゆる自走できる仕組みをつくっていくということで、外部招聘をお世話になって、そして化学反応を起こしていくというふうなことでございます。当然のことながら、事務体制を強化し、そして、この海の京都観光圏とのかけ合わせの中で、与謝野町が中心的な役目になるような組織づくりをしていきたいと、こう思っております。そういった中で、当然のことながら、この任意的な団体を法人化していくというふうなことの中で、この1年で力強い組織になってくれるんじゃないかと、そういうふうに考えております。そういった部分に、私どものほうがきっちりと援護射撃をさせていただくというふうなことを考えておるということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 与謝野ICT農業実践事業はいかがか。それも一緒ですか。わかりました。

それでは、一つ一つ行きたいと思います。

与謝野クラフトビール醸造事業ですけれども、先ほどから随分と質問がございました。新規就

農者を1名確保したいということであるんですけれども、ホップを栽培するということであったんですけれども、事業計画を見ておられますと、全協でも申し上げましたように、30万円というところでありますので、実利が10万円、それに5カ月かかるということであれば、反別ですけれども、反別で5カ月かかるということであれば、2万円ということになりますと、通常の20万円、先ほど介護でしたか、20万円が低いということでありましたけれども、20万円とろうと思いますと、1反ですから、1町歩ぐらいを栽培しなければ、そこには到達できないのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今、議員がおっしゃいましたとおり、一定、新規就農者が初期に携わるという中では、一つの経営面積としては、ホップだけをすると過程した場合は、1ヘクタールということ想定しております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私がこう考えますのには、この与謝野クラフトビール、先ほどから商工観光課長のほうからも答弁がございましたが、農業振興というよりも、農業振興を起爆剤にした、ぼんと、まず起爆剤として入れて、それを地域創生のために与謝野ブランドの地ビールをつくっていくんだと、それを内外に知らしめて、内外に販売をしていくというようなイメージで捉えたんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 農林課長が申し上げておりますホップ栽培の部分につきましては、そのとおりという形になるかと思います。その外側には、クラフトビール醸造という形が可能性として出てくるということですが、当然のことながら、農林課だけの展開にはならないというふうなことを農林課長とは会話をしておるということでございます。その外側には、以前に勢旗議員が申し上げられましたように、農業観光とか、またホップをつむ、そういった楽しさとか、そういった部分のいわゆる水平展開ができるんじゃないかと、そういった形の中で、ホップをつくってビールを売るという取り組みだけでなく、いわゆる観光の部分とか、新たな生産物、そういったものを道の駅のエリアとともに展開していくことが、これが新たな動きになるんじゃないかと。そういった中で、先週のワークショップを始めた、そういった形には農業者、また若い方々、そして女性、そういった方々に参画をしていただいて、新たな展開をしていくというふうなことでございますので、可能性は無限大というふうに考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、クラフトビール醸造事業というのは、農業振興のホップを起爆剤として、それを6次産業化へ向けていく、一つのステップアップといいますが、スタートダッシュだというふうに理解をしておきたいというふうに思います。

一つ心配なところがございます。このホップというのは、私が調べたところによりますと、20度以下というような気温に結構左右されるということでありましたので、あと、鳥獣災害といいますが、獣災害なんか非常に怖いだらうというふうに、最近の突然の異常気象とかというようなことがございますけれども、そのあたりは、やってみないとわからないということもあると思うんですけれども、作付は高地でされる予定をされておりますか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） ホップにつきましては、やはり気候が大きく作用するということは承知しております。ただ、それと栽培を予定しております箇所は、一つが道の駅の近くにありますがリンゴ園の棚、ああいう果樹の棚が大体同じような棚になりますので、そこ、一点を予定しております。また、もう一カ所は与謝でありますので、比較的高地、また中山間地という場所でございます。

獣害等につきましては、やはりやってみないとわからないところがありますけれども、つる状の作物でありまして、上に伸びていくということから、今、与謝野町では、鹿、イノシシといったところでありまして、高いところにはなかなか届かないのかなというふうな、これはもうあくまでも想像ですけれども、そういうようなことを描いております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 非常に重要な事業だろうというふうに認識をしております。この地域創生というのは、ここからスタートするというような、そういうイメージが非常に強うございますので、私は失敗は許されないだろうというふうに思っております。なぜかという、アウトプットではなくて、アウトカムだからという意味であります。そういう意味では、最大限の努力をしていただきたいというふうに、もちろん応援をしていかなければいけないというふうにも感じておるところでございます。

それから、次の観光地域づくり組織支援事業、これに外部の方を招聘してということでありましたけれども、これ、いわゆる観光協会を法人化して、そしてマネジメントできる組織体制をつくるということだろうというふうに考えておりました、さらにここから展開をし、町全体を観光振興の中心地の拠点づくりをしていくんだらうというような考え方が見て取れるんですけども、これによる経済効果、いわゆる雇用だとか、それから経済効果というのは、大体どれくらいを見込んで検討されておりますでしょうか。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） この観光地域づくり組織支援事業、この事業につきましては、私の非常に思いのこもった事業費になっております。最終的に、法人化をしというふうな表現を先ほど来申し上げましたが、ここの部分につきましては、やはり単なる法人化をして、そして補助金をとって展開をしていくということではないということをご理解いただけたらと思っております。

そういった中で、全国の観光協会の組織が、非常に蘇った組織がございます。その、いわゆる事業費の財源構成比を見ております中で、やはり収益事業を求めていくというふうなところが非常に突出してあるというふうなことを感じております。この町につきましては、観光協会が宮津市のほうにあるような、天橋立観光協会と同じ性格の協会にはやはりならないんじゃないかと。やはり、物づくり、また地域の産業をうまいこと外に展開していく上での一つの組織媒体になる、そういったことを感じております。まず、公益事業と収益事業という、大きく二つに分かれますが、そういった中で、収益事業が非常に求めていけるような組織になるのではないかと、そういった部分が、また状況によっては道の駅とのかけ合わせ、そういったことも可能性はあるんじゃないかというふうに考えております。ですから、その経済効果という部分につきましては、現段階で数値化はしていないということも申し上げさせていただきます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番(小牧義昭) それでは、経済効果、大体的もくろみをまた検討しといていただきたいというふうに思っております。

前のページで、与謝野ブランド戦略事業ということで、与謝野町GDP54億5,600万円という数字が出てきたんですけれども、この前、税務課長にお伺いをしておきましたが、それはちょっとなかなか出ないよというようなことだったんですけれども、これはどの辺の指標で54億5,600万円ということなんでしょうか。ちょっとお伺いを、参考までに聞かせてください。

議長(今田博文) 小室商工観光課長。

商工観光課長(小室光秀) この数値につきましては、京都府の資料からの拾い出しということで、非常に細かい拾い出し作業が必要になっております。1,000万円単位でのまとめ方にしておりますのは、やはり細かい数値につきましては、やはり四捨五入の部分があるかと思いますが、この概数につきましては、他の自治体の数字との比較をしましても、ほぼほぼ合っているんじゃないかと思っております。

議長(今田博文) 小牧議員。

3 番(小牧義昭) 商工観光課長のもくろみで、この与謝野町GDP、54億5,000万円をどのくらいまで引き上げようというもくろみがございますでしょうか。

議長(今田博文) 小室商工観光課長。

商工観光課長(小室光秀) 先ほどの資料がどこから求められたかということで、補足をさせていただきます。

京都府の市町村民経済計算、これは京都府の統計課の資料から拾い出しをさせていただいたということでございます。

先ほど来そのGDPが、隣の宮津市と比較をしましても、弱い部分がございます。お隣の宮津市は金融が強いと、恐らく北都信金さんが本店を置いておられるということで、そういった形の中での部分だとか、そういったことをちょっと感じ取ったところでございますが。

町長がこの政策を展開する上で、あくまでもぶれずに、物づくりというふうなことでございます。これは、当然のことながら、農業と製造業がいわゆる突出していくような展開をしていくということで、そこを伸ばすことによって、追随する小売りサービスの部分、また建設の部分、そういった部分がかけて合わせて時系列で上がってくるということになるかと思えます。

これは、やはり大阪府のGDPの目標が6%増というふうなこともございますが、そこまで大きな町ではございませんので、まずは2%、単年度2%を上乗せしていくというふうなことは、可能性としてあるのではないかというふうに感じております。

3 番(小牧義昭) 時間ですので終わります。

議長(今田博文) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今田博文) ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、3月17日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。



ご苦労さんでした。

(延会 午後 5時01分)